

令和7年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会 次第

令和7年10月24日 14:00～15:30

オーテピア高知図書館 4階集会室

- 1 開会 (14:00～)
- 2 議事
(1) 強い農業づくり総合支援交付金及び (14:10～)
産地生産基盤パワーアップ事業について
内容説明：農業イノベーション推進課

(2) 日本型直接支払の実施状況について (14:40～)
①環境保全型農業直接支払交付金
②多面的機能支払交付金
③中山間地域等直接支払交付金
内容説明：①環境農業推進課、②③農業政策課
- 3 閉会 (15:30)

令和 7 年度

第 1 回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

(1) 強い農業づくり総合支援交付金及び
産地生産基盤パワーアップ事業について

○Next 次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進

○強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業の
実績について

農業イノベーション推進課

Next次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進



IoPプロジェクトの推進

- 産学官連携プロジェクトにより、IoP（Internet of Plants）等の最先端の研究を進展
- 栽培、出荷、流通までを見通したデータ連携基盤「IoPクラウド」に様々なデータを収集・蓄積（R4年9月:IoPクラウドの本格運用開始）
- 通信機能を備えたデバイス等の開発促進
- 集積データを営農、研究、開発、新たなサービス展開などに活用



データ駆動型農業による営農支援の強化

●データ駆動型農業を普及する指導体制の強化

- ・多品目（施設野菜、露地野菜、果樹、花き）でデータを活用した指導ができる若手の早期育成に向けた研修の充実

■露地野菜のデータ活用の取組



■果樹のデータ活用の取組



●施設野菜主要7品目で支援対象の絞り込み

- ・全体収量の引き上げに向け、収量や年齢などにより絞り込んだ農家を対象に、データ駆動型農業の実践に誘導

●データ活用の推進

- ・データ活用に関心の低い層へは、安価な機器で温湿度を測定し、スマートフォンで確認するなど簡易な取組から推進

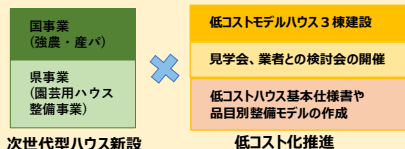
「基本管理技術」等を「データ駆動型」で支援し、失敗しない管理へ!

データ活用によるもっと儲かる農業の実現!

データ駆動型農業と産地の生産基盤強化を推進し、農業産出額の目標を達成!

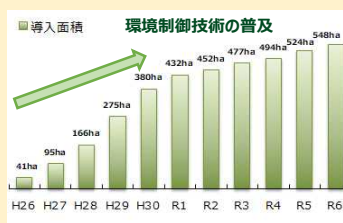
園芸産地の生産基盤強化

●次世代型ハウスの整備支援と低コスト化



●環境制御技術の普及推進

- ①環境制御装置の導入推進（県事業、国事業（産バ）の活用）
- ②IoPクラウド「SAWACHI」との連携
- ③既存ハウスの高度化（園芸用ハウス等リノベーション事業補助金）



さらなる整備・推進へ!

地元と協働した企業の農業参入の推進

●施設整備用地の確保

- ・基盤整備済み地区から絞り込み、地域計画と連動し、1ha以上の候補用地をリスト化

●企業誘致の強化

- ・産地の意向に基づき、用地、振興品目、出荷先などの情報を企業向けに整理した「企業版産地提案書」を作成し、県内外での誘致活動を強化

●施設整備等への支援策を強化

- ・企業の参入促進に加え、法人の規模拡大も対象とし、新たな設備投資の支援による雇用創出を推進!
- ・家族経営体から、法人経営体へと産業の構造転換を推進!



強い農業づくり総合支援交付金

- 概要
産地の収益力強化や産地合理化の促進、みどりの食料システム戦略を推進するため、産地の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を支援する。
- 補助対象
・産地基幹施設等支援タイプ：低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設など産地の生産力・販売力向上に必要な施設整備等
- 補助率 1/2以内

産地生産基盤パワーアップ事業

- 概要
水田・畑作・野菜・果樹等の産地が販売額の向上や生産コストの低減など、課題の解決や目標を達成するために自ら定めた「産地パワーアップ計画」に基づいた取組について支援する。
- 補助対象
・整備事業：低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設など産地の生産力・販売力向上に必要な施設整備
・生産支援事業：農業機械等のリース導入、生産資材の導入
・施設園芸エネルギー転換枠：重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機からヒートポンプ等への転換及び省エネ設備の導入及びリース導入
- 補助率 1/2以内

南国市能間地区ハウス整備団地

【高度環境制御栽培施設の整備】



国営ほ場整備地区

R7年度 キュウリ
総事業費：1,210,000千円
補助金額：581,034千円
(国費：500,000千円、県費：81,034千円)
受益面積：1.94ha (管理棟込み)
事業内容：1棟 (養液栽培システム、CO2発生装置、複合環境制御装置 等)



大規模法人

国費活用加算対象

イメージ写真

R6年度 (R5年度繰越) ピーマン

総事業費：523,798千円
補助金額：307,201千円
(国費：236,309千円、県費：47,261千円、市費：23,631千円)
受益面積：1.26ha (管理棟込み)
事業内容：1棟 (養液栽培システム、CO2発生装置、複合環境制御装置 等)



農業クラスター加算対象

大規模法人

三原村トマト

【R6年度 (R5年度繰越) トマト選果ラインの高度化】

総事業費：60,500千円
補助金額：27,500千円
(国費：27,500千円)
受益面積：2.7ha
事業内容：集出荷貯蔵施設 (組合せ計量器、パレタイザー 等)



須崎市ミウガ

【R7年度 低コスト耐候性ハウスの整備】

総事業費：376,244千円
補助金額：194,989千円
(国費：171,020千円、県費：23,969千円)
受益面積：0.73ha (管理棟込み)
事業内容：4棟 (養液栽培システム、CO2発生装置、ヒートポンプ式 等)

次世代加算・国費活用加算対象 (一部)



イメージ写真

香南市ピーマン類

【低コスト耐候性ハウスの整備】

R6年度 ピーマン

総事業費：241,131千円
補助金額：131,526千円
(国費：109,605千円、県費：21,921千円)
受益面積：0.65ha (管理棟込み)
事業内容：2棟 (養液栽培システム、CO2発生装置、複合環境制御装置 等)

次世代加算対象 (一部)



R7年度 ピーマン

総事業費：380,736千円
補助金額：210,735千円
(国費：173,062千円、県費：37,673千円)
受益面積：0.86ha (管理棟込み)
事業内容：3棟 (CO2発生装置、複合環境制御装置 等)

次世代加算・国費活用加算対象 (一部)



イメージ写真

●次世代加算 (県単)

- 整備するハウス (軒高2.5m以上等) 及び対象者 (45歳未満等) の要件を満たす場合、整備費用に対して10分の1以内の加算を受けることができる。
- 国費活用加算 (農業企業立地促進事業 (県単))
雇用要件 (一定数の正規社員の雇用) を満たす場合、補助対象経費の10分の1以内の加算を受けることができる。
- 農業クラスター加算 (次世代型ハウス・農業クラスター促進事業 (県単))
対象施設が農業クラスタープランに位置づけられた次世代型ハウスや生産関連施設であること等の要件を満たす場合、整備費用の10分の1以内の加算を受けることができる。

令和 7 年度

第 1 回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

(2) 日本型直接支払の実施状況について

- ① 環境保全型農業直接支払交付金・・・・・・・・・・環境農業推進課
 - ・令和 6 年度実施状況
 - ・第 3 期（令和 7 年度以降）の取組
- ② 多面的機能支払交付金・・・・・・・・・・農業政策課
 - ・令和 6 年度実施状況
 - ・令和 7 年度からの改正点
 - ・多面的機能支払交付金が抱える課題と対策
- ③ 中山間地域等直接支払交付金・・・・・・・・・・農業政策課
 - ・令和 6 年度実施状況
 - ・令和 7 年度の中山間地域等直接支払制度の推進について
 - ・棚田地域振興活動加算における目標設定について（3 町）

環境農業推進課

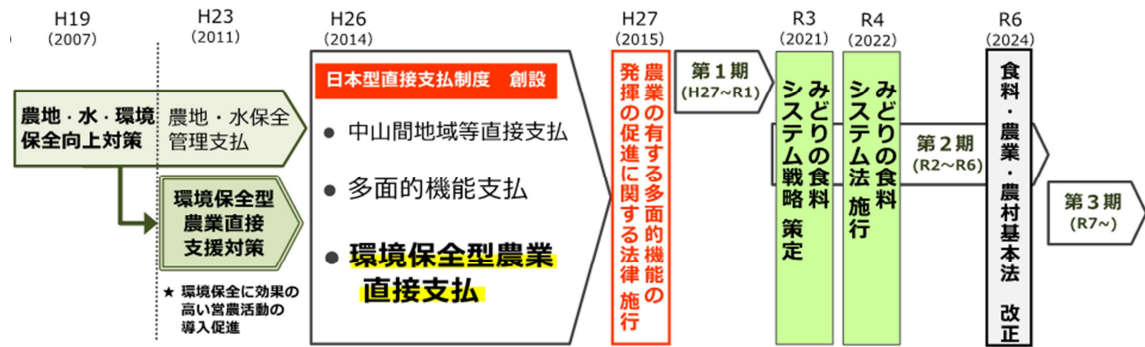
農業政策課

環境保全型農業直接支払交付金について

(環境農業推進課)

1. 背景・目的

日本型直接支払制度の1つとして実施（多面的機能支払・中山間地域等直接支払・環境保全型農業直接支払）。地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い減化学肥料・農薬等の生産方式に取り組む農業者に対する支援を行うことで、営農活動による環境負荷を低減し、農業者が有する環境保全機能の向上を図る。



2. 第2期（令和2～6年度）の取組

（1）支援内容

農業者が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じて支援する。

全国共通取組		単価 (円/10a)	地域特認取組		単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000	冬期湛水	有機質肥料施用・畦地補強等実施	8,000
	このうち、炭素貯蓄効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算			有機質肥料施用・畦地補強等未実施	7,000
	そば等雑穀、飼料作物	3,000		有機質肥料未施用・畦地補強等実施	5,000
				有機質肥料未施用・畦地補強等未実施	4,000
堆肥の施用		4,400	土着天敵の温存利用		8,000
カバークロップ		6,000	インセクタリアープランツの植栽		8,000
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400 (3,200)			
草生栽培		5,000			
不耕起播種		3,000			
長期中干し		800			
秋耕		800			

（2）取組実績

取組内容		取組面積(ha)					交付金額(千円)				
		R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
全国共通	堆肥	10.94	14.46	14.23	29.52	60.96	481	636	626	1,299	2,682
	カバークロップ	15.41	33.56	31.59	30.40	25.97	925	2,014	1,895	1,824	1,558
	秋耕	—	—	30.34	33.24	28.17	—	—	243	266	225
	有機農業	106.04	109.83	119.05	131.00	124.90	12,728	13,235	14,342	15,843	15,074
地域特認	冬期湛水	53.41	52.21	—	13.04	3.86	2,591	2,525	—	751	309
	土着天敵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		185.80	210.06	195.21	237.20	243.86	16,725	18,409	17,106	19,983	19,849

3. 令和6年度 実施状況（市町村別）

令和6年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況（高知県）

		実施 件数 (件)	実施 面積 (ha)	支援対象取組別										作物区分別						取組拡 大加算 (ha)	交付額 (千円)
				堆肥の 施用	カバー クロー プ	リビン グ マルチ	草生栽 培	不耕起 播種	長期中干し	秋耕	有機農業	地域 特認取 組	水稲	麦・豆類	いも・ 野菜類	果樹・茶	花き・ その他				
15 高知県		35	244	61	26	-	-	-	-	28	125	4	126	1	30	56	31	0	19,849		
1	高知市	4	41	-	9	-	-	-	-	28	4	-	39	0	2	0	-	-	1,229		
2	南国市	3	6	-	1	-	-	-	-	-	5	-	2	-	4	-	-	-	701		
3	須崎市	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	168		
4	土佐清水市	1	14	-	14	-	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-	-	-	842		
5	四万十市	3	35	-	1	-	-	-	-	-	34	-	33	-	0	2	-	-	4,189		
6	香美市	3	11	-	0	-	-	-	-	-	11	-	-	0	11	1	-	-	1,388		
7	東洋町	1	1	1	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0	1	-	-	42		
8	安田町	1	9	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	9	-	-	1,024		
9	北川村	1	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-	-	316		
10	馬路村	1	40	-	-	-	-	-	-	-	40	-	-	-	-	40	-	-	4,796		
11	本山町	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	0	0	1	0	-	-	145		
12	土佐町	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	-	-	-	287		
13	佐川町	1	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	0	-	3	-	-	-	367		
14	四万十町	10	75	60	-	-	-	-	-	-	11	4	35	-	9	-	31	-	4,230		
15	黒潮町	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	0	-	1	-	-	-	125		
①令和5年度 実績（※1）		35	237	30	30	-	-	-	-	33	131	13	153	1	28	55	0	-			
前年度との差		0	7	31	-4	-	-	-	-	-5	-6	-9	-26	-1	2	1	31	0	19,849		

4. 第3期（令和7年度～）の取組

支援取組、単価の改正

全国共通取組		単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000
	このうち、炭素貯蓄効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
堆肥の施用		3,600
緑肥の施用		5,000
総合防除	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000
	そば等雑穀、飼料作物	2,000
炭の投入		5,000

＜メタン排出削減対策＞

主作物が水稲である場合は、一部の取組※1について、以下のいずれか1つ以上の取組を併せて実施。

※1 堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除等

①水稲を栽培する年度の長期中干し

②水稲を栽培する前年度の湛水不実施

③水稲を栽培する前年度の秋耕

有機農業の取組では、交付単価が昨年度比で2千円増加（重点的な支援内容）。

本県では、令和7年度から新たに2町が事業に申請予定。

また、令和9年度を目途に本事業は新たな直払制度へと移行予定。

新事業の支援要件には、環境負荷低減事業活動実施計画認定（みどり認定）を要することから、令和8年度末までに、現事業対象者が認定取得できるよう、制度の周知、サポートに努める。

多面的機能支払交付金について

【実施状況】

(1) 背景・目的

①「日本型直接支払制度」(H27 年度法制化)の1つとして実施。

(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)

②農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地を維持していくために農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等(水路の泥上げ、農道の草刈り等)を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動を支援する。

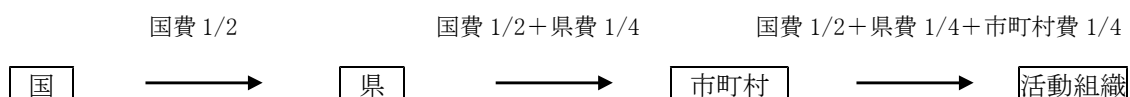
(2) 交付単価、活動内容等

対象農用地の面積に対して、下記の交付単価を乗じた金額が活動組織に交付される。

区 分	地目	交付単価 (10a 当たり)	活動内容	活動組織の要件
①農地維持支払交付金	田	3,000 円	基礎的保全活動(水路の泥上げ、農道の草刈り等)、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援	農業者のみでもOK
	畑	2,000 円		
	草地	250 円		
②資源向上支払交付金 (共同活動)	田	2,400 円	施設の軽微な補修や農村環境保全活動、多面的機能の増進等を支援	非農業者の参加が要件
	畑	1,440 円		
	草地	240 円		
③資源向上支払交付金 (長寿命化)	田	4,400 円	施設の長寿命化のための活動 (まとまった規模の施設の補修・更新等)	農業者のみでもOK
	畑	2,000 円		
	草地	400 円		

(3) 交付の流れ

(2)で算出された金額について、国・県・市町村より以下の流れ・割合で交付される。



(4) 活動組織数、交付金対象農用地面積

区 分	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績		R6/R5 面積比
	組織数	(ha)	組織数	(ha)	組織数	(ha)	組織数	(ha)	
①農地維持支払交付金	336	9,607	332	9,506	330	9,514	326	9,452	99%
②資源向上支払交付金 (共同活動)	235	7,034	233	6,958	231	6,965	227	6,902	99%
③資源向上支払交付金 (長寿命化)	245	7,952	245	7,947	241	7,946	235	7,814	99%

多面的機能支払交付金 R6実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

農業振興 センター 管内	市町村名	資源向上支払交付金(長寿命化)								合 計							
		実施 市町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R6 交付金額 (千円)	R6 県交付金額 (負担額) (千円)		実施 市町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R6 交付金額 (千円)	R6 県交付金額 (負担額) (千円)	
				田	畑	草地						田	畑	草地			
安芸	室戸市									○	7	171.8	130.7	40.1	1.1	7,231	1,808
	安芸市	○	7	550.4	521.1	29.3	14,579	3,645		○	8	564.2	531.3	32.9		34,858	8,715
	東洋町	○	1	63.3	63.3		1,726	431		○	1	63.3	63.3			3,624	906
	奈半利町	○	1	10.1	6.9	3.2	191	48		○	5	85.7	77.4	8.3		3,501	875
	田野町	○	1	26.6	26.6		725	181		○	1	26.6	26.6			1,522	380
	安田町	○	1		23.9		651	163		○	7	135.2	131.4	3.8		4,667	1,167
	北川村	○	1	35.1	21.2	13.9	751	188		○	1	35.1	21.2	13.9		2,197	549
	馬路村									○	1	9.1	3.2	5.9		336	84
	芸西村									○	6	111.1	110.3	0.8		4,985	1,246
	小計	6	12	685.5	662.9	46.4	18,622	4,655		9	37	1,202.0	1,095.3	105.7	1.1	62,922	15,730
中央東	南国市	○	24	893.0	869.8	23.2	23,817	5,954		○	29	1,064.6	1,038.3	26.3		73,994	18,498
	香南市	○	5	157.1	129.6	27.5	3,877	969		○	9	268.7	217.3	51.4		15,964	3,991
	香美市	○	18	404.7	379.0	25.7	10,657	2,664		○	22	533.0	499.7	33.3	0.0	36,027	9,007
	本山市	○	1	195.1	182.3	12.7	5,142	1,285		○	1	195.1	182.3	12.7		14,855	3,714
	大豊町									○	1	89.2	49.7	39.5		2,281	570
	土佐町	○	5	108.8	98.4	7.4	4,490	696		○	11	259.9	242.3	14.6	3.0	13,157	2,863
	大川村																
	小計	5	53	1,758.6	1,659.1	96.5	47,982	11,569		6	73	2,410.5	2,229.7	177.7	3.1	156,278	38,643
中央西	高知市	○	8	468.5	441.5	26.9	12,379	3,095		○	8	474.9	444.8	30.0		32,904	8,226
	土佐市	○	2	46.2	29.1	17.1	1,006	252		○	2	46.2	29.1	17.1		2,931	733
	いの町									○	1	14.5	5.5	9.0		346	87
	佐川町	○	10	234.2	228.3	5.9	6,302	1,575		○	13	271.3	263.1	8.1		18,379	4,595
	越知町	○	4	67.2	21.8	45.4	1,157	289		○	19	179.4	64.6	114.9		6,024	1,506
	仁淀川町																
	日高村	○	1	127.0	126.4	0.6	3,457	864		○	1	127.0	126.4	0.6		9,544	2,386
	小計	5	25	943.1	847.2	96.0	24,301	6,075		6	44	1,113.4	933.6	179.8		70,129	17,532
須崎	須崎市									○	5	125.7	123.2	2.5		5,608	1,402
	中土佐町									○	4	71.7	70.2	1.5		2,567	642
	四万十町	○	38	1,624.1	1,549.3	74.8	43,172	10,793		○	43	1,679.7	1,604.7	75.0		100,580	25,145
	梶原町	○	6	133.8	97.2	36.6	3,105	776		○	6	133.8	97.2	36.6		3,105	776
	津野町									○	14	124.1	68.8	55.3		3,170	793
	小計	2	44	1,757.9	1,646.5	111.3	46,277	11,569		5	72	2,135.0	1,964.1	170.9		115,029	28,757
幡多	四万十市	○	49	1,213.1	1,073.7	139.4	30,804	7,701		○	57	1,355.1	1,205.2	149.9		84,425	21,106
	宿毛市	○	13	537.1	525.5	11.6	14,479	3,620		○	15	560.1	547.5	12.6		41,226	10,306
	土佐清水市	○	13	354.4	327.4	27.0	9,266	2,316		○	13	354.4	327.4	27.0		25,619	6,405
	黒潮町	○	15	285.9	207.9	77.9	6,638	1,660		○	17	341.1	246.7	94.4		21,213	5,303
	大月町									○	3	56.4	48.1	8.3		2,804	701
	三原村	○	13	278.5	252.0	26.5	7,160	1,790		○	13	278.5	255.7	22.8		20,035	5,009
	小計	5	103	2,668.9	2,386.5	282.4	68,347	17,087		6	118	2,945.5	2,630.6	314.9		195,322	48,831
合 計		23	237	7,814.0	7,202.2	632.5	205,529	50,956		32	344	9,806.3	8,853.3	948.9	4.1	599,679	149,493

多面的機能支払交付金 R6実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

農業振興 センター 管内	市町村名	資源向上支払交付金(長寿命化)							
		実施市町村	実施地区数	対象農用地(ha)			R6 交付金額 (千円)	R6 県交付金額 (負担額) (千円)	
				田	畑	草地			
安芸	室戸市								
	安芸市	○	7	550.4	521.1	29.3		14,579	3,645
	東洋町	○	1	63.3	63.3			1,726	431
	奈半利町	○	1	10.1	6.9	3.2		191	48
	田野町	○	1	26.6	26.6			725	181
	安田町	○	1		23.9			651	163
	北川村	○	1	35.1	21.2	13.9		751	188
	馬路村								
	芸西村								
小計		6	12	685.5	662.9	46.4		18,622	4,655
中央東	南国市	○	24	893.0	869.8	23.2		23,817	5,954
	香南市	○	5	157.1	129.6	27.5		3,877	969
	香美市	○	18	404.7	379.0	25.7	0.0	10,657	2,664
	本山市	○	1	195.1	182.3	12.7		5,142	1,285
	大豊町								
	土佐町	○	5	108.8	98.4	7.4	3.0	4,490	696
	大川村								
小計		5	53	1,758.6	1,659.1	96.5	3.1	47,982	11,569
中央西	高知市	○	8	468.5	441.5	26.9		12,379	3,095
	土佐市	○	2	46.2	29.1	17.1		1,006	252
	いの町								
	佐川町	○	10	234.2	228.3	5.9		6,302	1,575
	越知町	○	4	67.2	21.8	45.4		1,157	289
	仁淀川町								
	日高村	○	1	127.0	126.4	0.6		3,457	864
小計		5	25	943.1	847.2	96.0		24,301	6,075
須崎	須崎市								
	中土佐町								
	四万十町	○	38	1,624.1	1,549.3	74.8		43,172	10,793
	梶原町	○	6	133.8	97.2	36.6		3,105	776
	津野町								
小計		2	44	1,757.9	1,646.5	111.3		46,277	11,569
幡多	四万十市	○	49	1,213.1	1,073.7	139.4		30,804	7,701
	宿毛市	○	13	537.1	525.5	11.6		14,479	3,620
	土佐清水市	○	13	354.4	327.4	27.0		9,266	2,316
	黒潮町	○	15	285.9	207.9	77.9		6,638	1,660
	大月町								
	三原村	○	13	278.5	252.0	26.5		7,160	1,790
小計		5	103	2,668.9	2,386.5	282.4		68,347	17,087
合 計		23	237	7,814.0	7,202.2	632.5	3.1	205,529	50,956

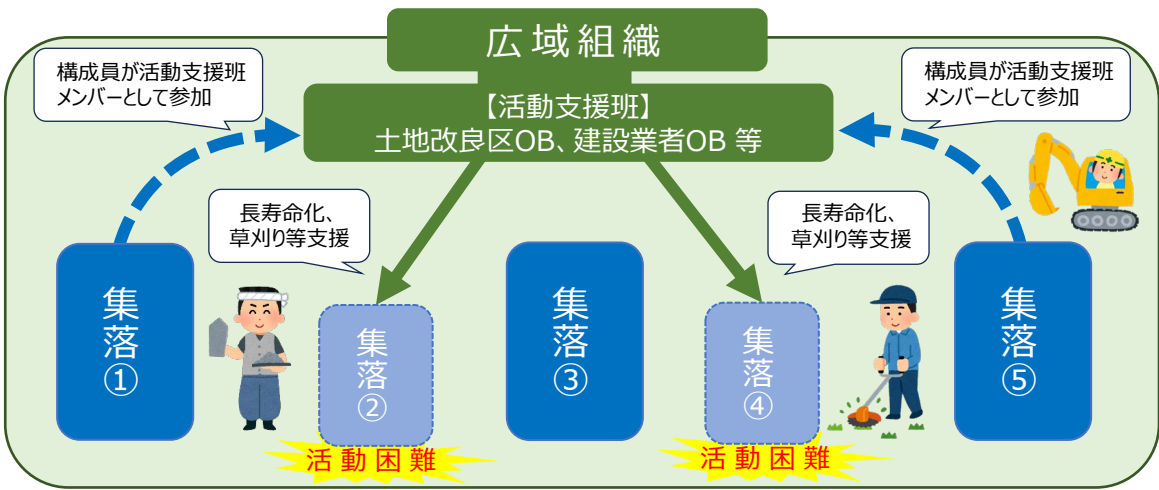
交付金の加算措置を拡充します

(1) 組織の体制強化への支援

広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、40万円/組織を加算します。

※ 広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班

【活動支援班による支援体制のイメージ】



(2) 環境負荷低減の取組への支援

環境負荷低減の取組を促進するため、これまで環境保全型農業直接支払交付金において支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、令和7年度からは資源向上支払の加算措置(みどり加算)として支援します。

化学肥料と化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組

地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献

【加算措置】			(円/10a)	
項目			交付単価	
環境負荷低減の 取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を 原則 5 割以上低減する取組と 併せて環境負荷軽減に取り組む 面積が増加する場合	長期中干し	800	
		冬期湛水	4,000	
		夏期湛水	8,000	
		中干し延期	3,000	
		江の設置等	作溝実施	4,000
			作溝未実施	3,000

増進加算の対象活動を追加します

多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を追加します。

【増進加算の対象活動】

a : 遊休農地の有効活用	b : 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c : 地域住民による直営施工	d : 防災・減災力の強化
e : 農村環境保全活動の幅広い展開	f : やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g : 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	i : 広域活動組織における活動支援班による活動の実施【R7追加】
h : 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化【R7追加】	
j : a～i のほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k : 広報活動・農的関係人口の拡大	

資源向上支払(長寿命化)の交付単価を見直します

資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用する要件の変更

限られた予算の中でより多くの長寿命化対策を進めるため、活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施する場合において、資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用することとします。(直営施工を実施しない場合は、資源向上支払(長寿命化)の基本単価に 5/6 を乗じます。※)

直営施工の取組事例については、パンフレットをご覧ください。

※ 令和6年度に資源向上支払活動(長寿命化)を行っている場合、同年度を含む活動期間中は、交付単価に係る経過措置が適用されます。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)が事業要件になります

⚠ チェックシート方式により、環境負荷低減の取組の実践を要件化

令和7年度から、全ての活動組織が「環境負荷低減のチェックシート」に取り組む内容を記入して市町村に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細はパンフレットをご覧ください。

高知県における多面的機能支払交付金事業見直しについて

【長寿命化交付金の運用見直し】

(1) 活動について

(変更前)

施設の長寿命化を図る活動に係る費用は原則として工事 1 件あたり 200 万円未満とし、200 万円以上の工事については国の補助事業を活用し対応する。

⇒長寿命化交付金の活用は基本的に認めていなかった。

(変更後)

1 件あたり 200 万円以上の工事を実施する場合、長寿命化整備計画書を市町村に提出し、市町村は所管の農業振興センターに技術的指導(対象施設の機能診断及び長寿命化整備計画の適否)を受ける。農業振興センターにより長寿命化整備計画が適切であると認められた場合、市町村は長寿命化整備計画書とチェックリストを添えて県に協議を依頼。内容について県が認めた場合、実施できるものとする。

⇒計画に合理性があれば認めていく方針。

(2) 残額の持越について

(変更前)

活動期間が終了し、再認定の年度に移行する際において、農地維持・資源向上(共同)については交付金の持越を認めていたが、長寿命化については 5 年間の活動期間に則っていることが前提となるため、活動期間終了後の残額の持越は認めておらず、全額返還とする。

(変更後)

長寿命化交付金においても、市町村の判断において持越を認めるものとする。ただし、持越額が過度とならないよう必要額を十分に精査し、それを上回る額については返還していくこと。なお、持越額が実施期間終了年度の年度交付額の 3 割を超え、かつ 100 万円を超える場合は、実施状況報告時に持越予定表を作成すること。

※実施時期:今年度より(令和 7 年 8 月 14 日に県の要綱基本方針改正後即時)

多面的機能支払交付金が抱える課題と対策

(1) 課題

多面的機能支払交付金の活動組織数と対象農用地面積は年々減少傾向が続いている。令和7年度は広域活動組織を含む6組織が新規立ち上げとなる一方で、5年間の活動期間終了を迎えた組織が例年より多くなったことで活動を断念する組織は13組織を見込んでいる。中には解散する組織もあり、主な理由は組織の構成員の高齢化・人手不足で活動が困難になっていることが背景にある。

活動の参加者は農業者のほか、地域の住民（自治会など）も参加しているが、参加者自体の高齢化が進んでおり、活動参加者の確保に苦慮している。

⇒外部団体（学生・サラリーマン・企業等非農業者）への周知・活動参加が必要

(2) 対策

① 国

- ・活動組織の広域化の推進

組織の合併等を推進することで、組織・市町村の事務負担を軽減。広域化に伴い活動支援班を設置すれば、1組織に40万円交付金が加算される。

- ・活動組織と外部団体のマッチング体制支援

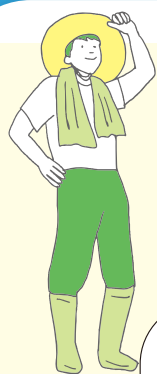
多面的機能支払推進交付金を追加で県に割当。

② 県

- ・1日農業バイトアプリ「デイワーク」を活用したマッチング体制の構築

全国土地改良事業団体連合会（通称：全土連）が中心に「デイワーク」を活用したマッチング体制のスキームを構築。全国では高知県を含め12の自治体が参画する予定。

11月に県内全域で県と高知県土地改良事業団体連合会と共同で事務研修会を実施。マッチング体制の確立を進めていく。



農家向け

1日農業バイト「daywork」 利活用ガイドライン

デイワーク



1日農業バイト「daywork」は1日単位から農業で働きたい人と
組合員(生産者)をつなぐスマートフォンアプリケーションです



- パートさんやアルバイトさん探しに困っている！
- 忙しい時期・作業のみ対応できる人手を探している！
(1週間から数週間来てくれる人がほしい)
- 急遽人手がほしい！



デイワーク
daywork2023年全国利用状況
(2023年1月～12月)

利用生産者数	7,249人
募集人数(農家が募集した延べ人数)	150,025人
応募人数(求職者の申込人数)	196,844人
成立人数(成立+中止人数)	130,514人
マッチング率(成立人数÷募集人数)	86%
応募倍率(応募人数÷募集人数)	131%

今までは

- 募集方法がよく分からない
- 募集をしても人が集まらない
(希望する期間で来てくれる人がいない)

現状は

- スキマ時間や副業で働きたい社会人、主婦、学生、シニア層が増えている！
- アプリやインターネットで仕事を探す求職者が増えている(手軽・簡単)！
- 1日単位でも続けて来られる方もいる(仕事が合えばリピーターに)！

休日や空いた時間に働きたい！



学生

シニア

主婦

サラリーマン

ちょっと考えを変えて！

**1日単位のパートさんやアルバイトさんを
雇用してみましょう!!**

→時間や仕事の内容を細かく分解してみてください。
きっと1日単位のアルバイトにも任せられる仕事があるはずです。

これからは1日農業バイト「daywork」を求人活動に利用しよう！



まずは、アプリをスマホにインストールするだけ！

「daywork」の便利な機能

おすすめポイント1

求人者を1日単位で募集

おすすめポイント2

スマホアプリでの操作(操作が簡単)

おすすめポイント3

応募者・求職者とはアプリ内のメッセージでやり取り可能

おすすめポイント4

応募者のお仕事履歴がアプリ内で確認可能
(アプリを利用し農業に従事した内容や回数)

おすすめポイント5

アプリ内で運営会社に質問可能(操作や求職者対応等)

App Store または Google Play にアクセスし「daywork」で検索するか、
カメラで以下の三次元コードを読み取り、表示されたアプリをインストール
してください。完了すると ホーム画面に追加されます。
※端末によって操作が異なることがありますので画面に指示に従ってください。

●iPhoneの方

●Androidの方



令和6年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況について

1 県内市町村の取組状況

●各市町村別協定農用地面積 (単位:ha)

1) 制度の実施市町村は、

31市町村

○協定面積は、

6,519ha(+7)

○地域別は、

通常地域: 95.7%

特認地域: 4.3%

○地目別は、

田: 76.7%

畑: 22.5%

他: 0.8%

市町村名	協定農用地面積											
	協定農用地面積の合計	通常地域							特認地域			
		田			畑			その他	田		畑	
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	草地＋採草放牧地	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜
高知市	396.0	76.9	1.0		138.2	25.9			55.7	16.0	42.1	40.3
室戸市	45.9	42.9	3.0									
安芸市	59.9	4.7	10.7		13.8	30.7						
南国市	61.8	24.6	0.4		16.9	7.9		12.0				
宿毛市	162.9	7.2	16.6	138.1			1.0					
土佐清水市	177.9	10.9	29.6	133.5			3.8					
四万十市	548.8	299.2	100.4	92.7	22.1	27.2	7.2					
香南市	70.7	23.5	26.1		9.4	3.1			5.2	2.1	0.1	1.2
香美市	590.2	340.0	109.5		96.2	43.4		1.1				
東洋町	32.6				32.6							
奈半利町	44.1	29.8	5.8			7.7		0.9				
田野町	40.9	34.1	6.7									
安田町	51.6	39.5				12.0						
北川村	17.1	1.0			9.4	6.8						
馬路村	43.3	5.4	0.8		31.6	5.4						
本山町	177.7	142.6	21.1		3.4	10.6						
大豊町	268.8	116.4	0.8		123.0	22.6		6.2				
土佐町	345.5	274.8	22.0		16.1	18.1		14.5				
大川村	11.1	1.2			5.4	3.0		1.4				
いの町	117.2	57.1	7.7		35.5	17.0						
仁淀川町	101.7	3.6			77.7	3.8		16.7				
中土佐町	170.4	61.6	95.9		4.2	8.7						
佐川町	127.9		8.9						0.9	113.3	1.6	3.1
越知町	236.3	55.4	29.2		151.5	0.1						
梶原町	133.8	96.2	1.0		21.9	14.7						
日高村	19.9		2.2			17.7						
津野町	295.8	163.3	7.0		115.8	8.9		0.7				
四万十町	1,591.4	677.5	832.2		50.3	31.3						
大月町	24.3		24.3									
三原村	252.6	12.6	240.0									
黒潮町	300.7	129.1	110.0		0.1	2.1	59.4					
高知県計	6,519	2,731	1,713	364	975	329	72	53	62	132	44	45

1 県内市町村の取組状況

●各市町村別協定数及び協定参加者数

2) 集落協定数は、

545集落協定

○交付単価別の協定数は、

基礎単価(8割): 251協定

体制整備(10割): 294協定

○加算措置に取り組む協定数は、

棚田: 6協定

超急傾斜: 131協定

広域化: 6協定

集落機能強化: 6協定

生産性向上: 26協定

3) 協定参加者数は、

参加者 **10,393人**

○協定は、多様な主体により

構成され、農業生産法人や

生産組織、非農業者等が参加

市町村名	協定数	区分			加算措置に取り組む協定数					協定参加農家数(人)
		基礎(8割)	体制(10割)	体制整備単価協定率	棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	
高知市	35	9	26	74.3%		33	1		1	524
室戸市	4		4	100.0%						89
安芸市	10	8	2	20.0%						192
南国市	13	13		0.0%		5				103
宿毛市	10	1	9	90.0%					1	180
土佐清水市	14	4	10	71.4%					3	228
四万十市	50	6	44	88.0%		3			4	873
香南市	10	7	3	30.0%		1				91
香美市	77	60	17	22.1%		35	1			1,205
東洋町	1	1		0.0%						21
奈半利町	8	5	3	37.5%						66
田野町	6		6	100.0%	1					175
安田町	8		8	100.0%						168
北川村	2	2		0.0%		2				24
馬路村	1		1	100.0%		1		1	1	85
本山町	17		17	100.0%	1	2		3	5	379
大豊町	24	18	6	25.0%		3	2			486
土佐町	18	3	15	83.3%	4	4				404
大川村	3	3		0.0%						17
いの町	17	10	7	41.2%		3		1	1	297
仁淀川町	18	12	6	33.3%		8				198
中土佐町	25	18	7	28.0%						214
佐川町	8	6	2	25.0%						294
越知町	28	27	1	3.6%		2				438
梶原町	6		6	100.0%		6				417
日高村	1		1	100.0%						8
津野町	57	25	32	56.1%						888
四万十町	56	13	43	76.8%		20			4	1,726
大月町	1		1	100.0%					1	12
三原村	2		2	100.0%					2	228
黒潮町	15		15	100.0%		3	2	1	3	363
計	545	251	294	53.9%	6	131	6	6	26	10,393

1 県内市町村の取組状況

●各市町村別協定面積、加算措置面積及び交付金 (単位:ha、千円)

市町村名	協定締結面積 (通常地域+特認地域)	区分			加算措置面積					交付金
		基礎 (8割)	体制 (10割)	体制整備 単価協定 面積率	棚田地域 振興活動 加算 (A)	超急傾斜 地保全管理 加算 (B)	集落協定広 域化加算 (C)	集落機能 強化加算 (D)	生産性向 上加算 (E)	
高知市	396.0	58.7	337.4	85.2%		181.3	27.9		9.4	62,401
室戸市	45.9		45.9	100.0%						9,256
安芸市	59.9	40.2	19.7	32.9%						3,854
南国市	61.8	61.8		0.0%		15.0				6,932
宿毛市	162.9	24.8	138.1	84.8%					51.2	15,038
土佐清水市	177.9	28.0	149.8	84.2%					56.1	16,653
四万十市	548.9	33.4	515.5	93.9%		50.9			83.4	86,348
香南市	70.7	37.6	33.2	46.9%		6.3				8,785
香美市	590.2	363.4	226.8	38.4%		144.7	12.8			90,438
東洋町	32.6	32.6		0.0%						3,002
奈半利町	44.1	17.1	27.0	61.2%						6,425
田野町	40.9		40.9	100.0%	15.4					9,247
安田町	51.6		51.6	100.0%						8,724
北川村	17.1	17.1		0.0%		5.7				1,555
馬路村	43.3		43.3	100.0%		28.2		43.3	43.3	8,573
本山町	177.7		177.7	100.0%	33.6	74.6		51.1	92.4	44,627
大豊町	268.8	96.8	172.1	64.0%		99.6	127.9			45,608
土佐町	345.5	22.5	323.1	93.5%	102.1	143.5				84,165
大川村	11.1	11.1		0.0%						828
いの町	117.2	40.4	76.8	65.5%		21.1		17.3	11.9	18,266
仁淀川町	101.7	58.8	42.9	42.2%		34.7				11,057
中土佐町	170.4	88.5	81.9	48.1%						19,029
佐川町	127.9	37.1	90.7	71.0%						9,662
越知町	236.3	228.0	8.3	3.5%		10.3				25,988
梼原町	133.8		133.8	100.0%		73.4				27,727
日高村	19.9		19.9	100.0%						797
津野町	295.8	128.9	166.9	56.4%						44,301
四万十町	1,591.4	177.5	1,413.9	88.8%		193.0			169.4	227,269
大月町	24.3		24.3	100.0%					24.3	2,655
三原村	252.6		252.6	100.0%					252.6	25,765
黒潮町	300.7		300.7	100.0%		38.0	150.8	19.7	170.5	47,323
計	6,519	1,604	4,915	75.4%	151	1,120	319	132	965	972,299

4) 協定面積は、

6,519ha

○交付単価別の面積は、

基礎単価(8割):1,604ha

体制整備(10割):4,915ha

○加算措置面積は、

棚田:151ha

超急傾斜:1,120ha

広域化:319ha

集落機能強化:132ha

生産性向上:965ha

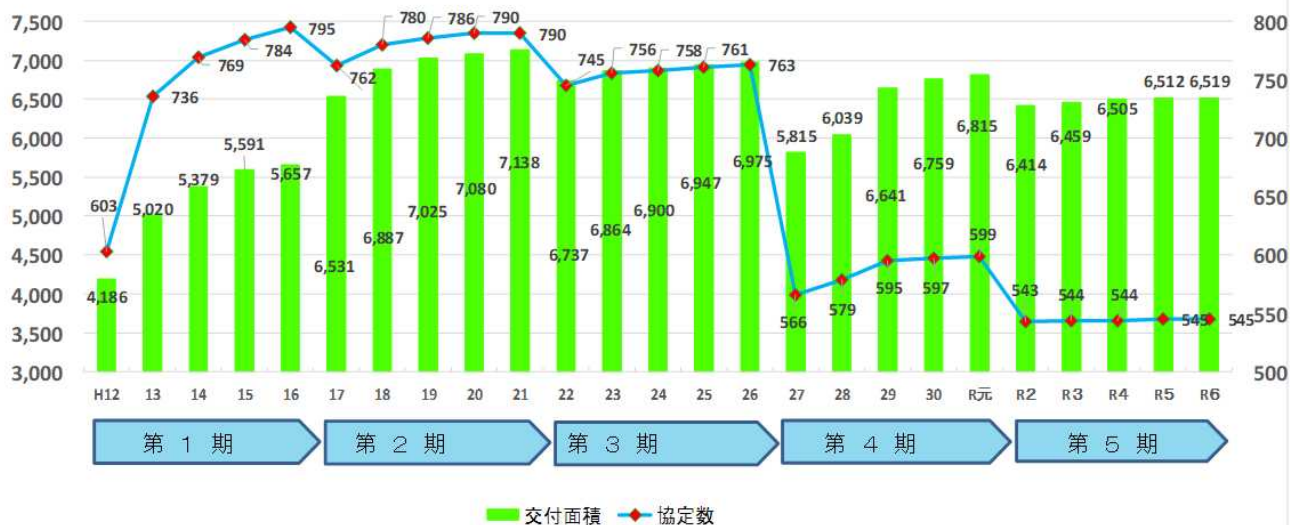
5) 交付金額は、

972,299千円

(+4,146千円/5年度)

2 協定数と協定締結面積の推移(H12~R6)

高知県における実施状況



3 中山間地域等直接支払制度の現状

R6年度

- ・国の予算減による、市町村配分額を調整。

3加算措置(集落協定広域加算、集落機能強化加算、生産性向上加算)分で配分額を調整(約98.0%)

R7年度

- ・国の予算がR6年度以上に増額されたため、市町村要望額どおりの配分の見込み。

第3回市町村所要額調査(9月上旬)時点 約988,711千円

- ・期の変わり目による、協定面積の減少

R6年度 545協定 → R7年度 500協定(見込) 45協定 減

R6年度 6,519ha → R7年度 6,218ha(見込) 301ha 減

※協定の統合及び新規設立含む

1 制度の概要他

(1) 概要

中山間地域等直接支払制度は、生産条件の不利な地域で農用地を維持・管理していくための取決めにに基づき、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額が交付される制度。

(2) 第5期対策における主な変更点

①「集落戦略の作成」を体制整備単価(10割単価)の要件に一本化

②加算措置の新設、拡充

・棚田地域振興活動加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算の新設及び、集落協定広域化加算の拡充

・R4年度から棚田地域振興加算については、超急傾斜地について単価を増額。

③交付金の遡及返還要件の緩和

・農業生産活動等が行われなくなった場合における遡及返還の対象農用地が「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更(連帯責任の廃止)

(ただし、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理といった協定参加者全体で達成すべきものについては、「協定農用地全体」が遡及返還の対象)

④事務負担の軽減

・現地確認の省力化や、協定書様式の見直し。

2 第5期対策の実施状況

(1) 第5期対策1年目には全国的に大きく取組面積が減少。

全国：(R元：665,394ha→R2：641,069ha、24,325ha 減)。R6：660,956ha まで増加。

高知県：(R元：6,815ha→R2：6,414ha、401ha 減)。R6：6,519ha まで増加。

★期の開始時の取組面積減少の要因：

集落協定構成員の高齢化、とりまとめ役の高齢化や後継者不足、ほ場や進入路が狭く作業効率が悪い 等。

高知県の第5期対策の状況

(単位：ha、千円)

		※ 第4期 対策参考	第5期対策				
年度		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
集落協定数		598	543	544	544	545	545
	10割単価	280	287	287	294	294	294
	8割単価	318	256	257	250	251	251
交付面積		6,815	6,414	6,459	6,505	6,512	6,519
	10割単価	4,751	4,774	4,844	4,905	4,906	4,915
	8割単価	2,064	1,640	1,615	1,600	1,606	1,604
交付金額		1,042,763	938,717	960,589	972,736	968,153	972,299
	10割単価	804,394	753,134	775,717	791,029	785,558	790,697
	8割単価	238,369	185,583	184,872	181,707	182,595	181,602

(2) 制度活用にかかる県の取り組み

- ・取組面積が10ha以上減少する見込みの市町村への訪問
- ・市町村担当者説明会の開催
- ・集落機能強化加算や集落協定広域化加算の活用の推進
- ・遡及返還要件の緩和の周知

1 制度の概要他

(1) 概要

中山間地域等直接支払制度は、生産条件の不利な地域で農用地を維持・管理していくための取決めにに基づき、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額が交付される制度。

(2) 第6期対策における主な変更点

① 対象農用地の見直し

- ・交付対象農用地を、農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする。

② 体制整備単価の見直し

- ・要件を集落戦略の作成から、ネットワーク化活動計画の作成となる。

③ 加算措置の見直し

- ・集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算 を廃止し、
ネットワーク化加算、スマート農業加算、集落機能強化加算の経過措置 を新設。
超急傾斜農地保全管理加算、棚田地域振興活動加算 は継続。
※集落機能強化加算の経過措置は、第5期対策で集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のみ対象

④ 加算措置の重複適用時の単価減額措置の廃止

- ・第5期対策では加算措置を重複適用する場合、2つ目以降の加算措置上限単価を1,000 円減じた額としていたが、この単価減額措置を廃止する。

2 第6期対策開始にあたっての懸念材料

(1) 5年前の第5期対策1年目に約 400ha 取組面積が減少した。

(2) 第6期対策についても農業者の高齢化が進む中、市町村の要望調査からも取組面積の減少、小規模協定が廃止される見込み。

- ★取組面積減少の要因 集落協定構成員の高齢化、とりまとめ役の高齢化や後継者不足、ほ場や進入路が狭く作業効率が悪い

(3) 本制度の取組面積が減少することで、中山間地域等での耕作放棄地の増加が危惧される。

3 懸念材料に対する対応

(1) 昨年度までの取り組み

- ・集落協定代表者へのアンケート調査の実施
- ・市町村への推進(アンケート調査結果から対象市町村へ状況調査)
- ・担当者会での制度の変更内容の周知

(2) 今年度の取り組み

- ・市町村担当者説明会の開催
制度内容の周知を図るため、5月に説明会を実施。
- ・廃止予定協定の取り組み状況の確認、訪問。
- ・市町村主催の説明会への出席による、協定継続の促進。
- ・体制整備単価の活用を促進するための意見交換会を計画。
- ・令和8年度に向けて市町村等への推進の継続
市町村担当者への情報提供や説明会の開催等。

4 市町村への推進時の説明内容

○マンパワー不足への対応

- ・ネットワーク化加算を活用し、事務の一元化の提案。

○交付単価増加の周知

基礎単価(8割)→体制整備単価(ネットワーク化計画の作成)により10割へ
スマート農業加算活用の促進(5.000 円／10a)

○加算措置の返還等規定の緩和の周知

- ・加算措置の目標が達成されない場合において、不測の事態により目標達成が困難となった場合、目標達成に向け適切な取り組みを行っている場合は、返還を免除可能。

○他制度との連携を提案

- ・多面的機能支払交付金制度実施地区の取り込み(中山間直払制度との重複実施可能)

棚田地域振興法について（令和元年法律第42号）

○ 棚田地域振興法は、令和元年6月に議員立法により5年間の時限法として制定し、令和6年度に期限延長。
※ 令和6年度改正は青字部分

目的(第1条)

棚田地域における人口減少、高齡化の進展等 → 棚田が荒廢の危機に直面

- 棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与すること。
 - 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(第2条)

政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

基本理念(第3条)

- 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面的機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域への移住、棚田地域における定住及び棚田地域における特定居住(二地域居住)並びに国内及び国外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

国等の責務(第4条)

【国の責務】

- 棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施

【地方公共団体の責務】

- 国と連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

基本方針(第5条)

- 棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)

県計画(第6条)

- 基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定

失効日：令和12年3月31日

具体的施策

指定棚田地域の指定(第7条)

- 都道府県が市長村と協議の上申請→ 主務大臣は指定棚田地域を指定
 - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(第18条)

指定棚田地域振興協議会(第8条)

- 市町村は、棚田地域振興活動に参加する者からなる指定棚田地域振興協議会を組織
- 都道府県との協議の上、基本方針に即した指定棚田地域振興活動計画を作成

主務大臣に申請 ↓

活動計画の作成等に関する援助(第9条)

- 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助

指定棚田地域振興活動計画の認定等(第10条、第11条)

- 指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定
- 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収

財政上の措置(第14条)

- 国は、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

特例措置(第12条、第13条、第13条の2)

- 農山漁村活性化法の特例
- エコツーリズム推進法の特例
- 農地法等による処分についての配慮

事業の公表(第15条)

- 国は、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表

国及び地方公共団体の努力義務(第15条2項、第16条)

- 棚田地域振興活動に参加する者に対し、指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報の提供
- 棚田地域の農業の振興に寄与する人材等の棚田地域振興活動を担うべき人材の育成及び確保

国及び地方公共団体の配慮規定(第15条の2～第16条の5)

以下の①～⑥の事項について国及び地方公共団体は適切な配慮を行うものとする。

- ① 農業の振興を図るための生産基盤の強化、地域特産物の開発・生産・流通、消費の増進、先端的な技術の導入、観光業等との連携の推進
- ② 鳥獣被害の防止、被害防止に寄与する人材の育成・確保
- ③ 住宅の整備、地域的な共同活動への支援等生活環境の整備
- ④ 移住又は特定居住(二地域居住)をしようとする者への情報提供、便宜の供与等
- ⑤ 棚田地域の農業・多面的機能等に対する国民理解の醸成、農泊の促進等都市等と棚田地域との交流の促進等
- ⑥ 棚田地域との関わりを持つ者の間における連携及び協力の確保

高知県では、棚田を核とした棚田地域の振興を図るため、棚田地域振興法に基づき、高知県棚田地域振興計画を定めており、現在、次の棚田が指定を受けています。

高知県の指定棚田地域について（令和３年１０月現在）

■令和２年４月９日公示

市町村	指定棚田地域	棚田の名称
本山町	本山町	大石の棚田、吉延の棚田、高角の棚田、古田・木能津の棚田、上関・下関の棚田、北山の棚田

■令和２年５月２０日公示

市町村	指定棚田地域	棚田の名称
香美市 大豊町	天坪村	北川二区の棚田、北川二区の段々畑
本山町 土佐町	吉野村	汗見川の棚田
大豊町	大杉村	小川の棚田、小川の段々畑、大王上の棚田、大王上の段々畑、大王下の棚田、大王下の段々畑、杉の棚田、杉の段々畑、津家の棚田、津家の段々畑、穴内の棚田、和田の棚田、和田の段々畑、谷の棚田、谷の段々畑
大豊町	西豊永村	西庵谷の棚田、西庵谷の段々畑、東庵谷の棚田、東庵谷の段々畑、佐賀山の棚田、佐賀山の段々畑、西梶ケ内の棚田、西梶ケ内の段々畑、黒石の棚田、黒石の段々畑、中屋の棚田、中屋の段々畑、上東の棚田、上東の段々畑、上桃原の棚田、上桃原の段々畑、永渕の棚田、永渕の段々畑、大砂子の棚田、大砂子の段々畑
大豊町	東豊永村	八畝の棚田、八畝の段々畑、怒田の棚田、怒田の段々畑、三津子野の棚田、三津子野の段々畑、柚木の棚田、柚木の畑、蔭の棚田、蔭の段々畑、粟生の棚田、粟生の段々畑、西川の棚田、西川の段々畑
土佐町	田井村	松ヶ丘棚田、伊勢川棚田
土佐町	地藏寺村	立割棚田、石原棚田、上地藏寺棚田、名高山棚田、下地藏寺棚田、東石原棚田
土佐町	森村	溜井棚田、白石棚田、相川棚田、高須棚田、和田棚田、中尾棚田

■令和３年１０月１４日公示

市町村	指定棚田地域	棚田の名称
田野町	田野町	東大野の棚田、格面の棚田、北張の棚田、中野の棚田、西の岡の棚田

また、指定棚田地域振興に関しては、国で様々な支援策が予算化されています。

詳しくは、以下のページからご覧ください。（内閣府地方創生推進事務局のページに移動します）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tanada/index.html>

中山間地域等直接支払交付金 棚田地域振興活動加算の活用促進に向けて

- 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）は、令和7年3月31日改正により期限が令和12年3月31日まで **5年間延長**されたところであり、中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興活動加算を第6期対策も継続する。
- 棚田地域の振興を図るために、引き続き本加算を活用いただきたいが、目標未達成の場合の **加算措置の遡及返還規定がハードル**となっており、全国で棚田地域振興活動加算に取り組み可能な面積（認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に記載された急傾斜農用地面積）が約2.5万haあるのに対し、令和6年度の取組面積は、約0.7万haにとどまっている状況。
- **第6期対策からは、棚田加算を含む加算措置の目標が達成されない場合において、不測の事態により目標達成が困難となった場合や、目標達成に向けた適切な取組を行っている場合は、返還を免除する規定を設定し、より加算措置に取り組みやすくなったほか、意欲的な目標設定も行いやすくなったことから、認定計画の実現に向けて積極的に棚田地域振興活動加算の活用を検討いただきたい。**

棚田加算の概要

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象：棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の協定農用地のうち田1/20以上、畑15°以上

取組：①棚田等の保全、②多面機能の維持・発揮、③棚田地域の振興

取組期間：1～5年

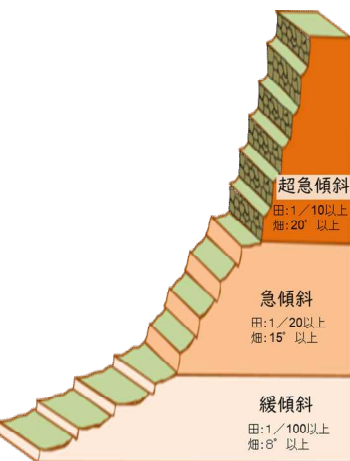
単価：14,000円/10a（田1/10以上、畑20°以上） 10,000円/10a（田1/20以上、畑15°以上）

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

棚田加算の取組状況（令和6年度）



棚田地域振興活動加算に
取り組み可能な面積

認定棚田地域振興活動計画に
記載された急傾斜農用地面積

約2.5万ha

うち、
令和6年度の取組面積
約0.7万ha

加算措置の返還等規定の免責事項の設定

1. **加算措置の取組期間の途中で、不測の事態※1により目標の達成が困難と見込まれた場合は**、市町村は集落協定からの申請により次の(1)又は(2)の対応を行うことができる。
 - (1) 当該加算措置の**目標の見直し**を受け付ける。
 - (2) 当該加算措置の**適用を取りやめ、当該年度以降の当該加算措置の交付を行わない**。この場合、次のア又はイに該当すると市町村が認めた場合には、加算措置の返還を免除する。
 - ア **実施状況の確認（毎年度）や中間年評価において十分な取組が行われていると市町村が認めたにもかかわらず、目標が達成できなかった場合**
 - イ **実施状況の確認（毎年度）や中間年評価において取組が不十分であるとされたため、市町村からの指導・助言※2に従って活動の改善を行ったにもかかわらず、目標が達成できなかった場合**
2. **加算措置の取組期間の終了時に目標の達成ができなかった場合において、1の(2)のア又はイに該当すると市町村が認めた場合には、加算措置の返還を免除する。**

※1 考えられる不測事態の例
①異常気象による不作や農作物の病害虫発生により、予定していた生産が困難になった。
②担い手となる者や移住予定者が家庭の事情で移住できなくなった。
③自然災害により活動の継続が困難となった。
④主導的役割を担う人材の死亡や病気により、目標達成に向けたノウハウや技術力が低下した。 など

※2 市町村は、実施状況の確認（毎年度10/31までに実施）と中間年評価（3年目）において、取組が不十分な協定に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行う（改善の見込みがない場合は返還させる）
（運用第10の3、第17の3）

指定棚田地域振興活動計画と棚田地域振興活動加算の関係について

- 中山間地域等直接支払の棚田地域振興活動加算を受けるためには、棚田の保全等に関する定量的な目標を設定するとともに、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、新たな人材の確保又は集落機能を強化する取組及び農業生産性の向上に関する目標を含める必要があります。
- 棚田地域振興活動加算を要求している地区において、指定棚田地域振興活動計画を策定する際は、手戻りが生じないように、棚田地域振興活動加算の要件を踏まえて目標を設定するようにしてください。

指定棚田地域振興活動計画※1の目標

2 指定棚田地域振興活動の目標

【記載例】

(1) 棚田等の保全

・荒廃農地の発生防止・減少

- 令和〇年までに〇〇棚田における荒廃農地率※2を〇%から〇%に減少させる。

※2 荒廃農地面積 × 100 / (耕地面積 + 荒廃農地面積)

・担い手の確保

- 令和〇年までに〇〇棚田の保全に取り組む人数を〇人から〇人に増加させる。

・生産性・付加価値の向上

- 令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

- 令和〇年までにブランド品種に変更して棚田米の販売量/額を〇t/円から〇t/円に増加させる。

・良好な景観の形成

- 令和〇年までに〇〇棚田に〇〇(花木等)を〇本、〇〇を〇本植栽する。

・伝統文化の継承等

- 隣接地域とも連携して〇〇棚田で、〇〇踊り、〇〇太鼓などの披露の場を設け、伝統文化の継承を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 令和〇年までに〇〇棚田地域における棚田オーナー等の関係人口を〇人から〇人に増加させる。

・棚田を観光資源とした地域振興

- 令和〇年までに、棚田の周辺に直売所/農家レストランを整備し、年間〇円の売り上げを達成する。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

- 令和〇年までに棚田米を原料とした〇〇(加工品)の販売量を〇tから〇tに増加させる。

努力目標

(達成できない場合も可)

- : 棚田の価値を活かした活動
- : 集落機能強化（人材の確保を含む）に関する目標
- : 生産性向上に関する目標

加算を念頭に目標を設定

計画と整合を図る

中山間地域等直接支払

加算の要件

(達成できない場合は原則、遡及返還（免責事項あり）)

棚田地域振興活動加算における目標設定

以下の各々について、定量的な目標を一つ以上設定。

ア 棚田等の保全

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

その際、棚田の価値を活かした活動及び集落機能強化又は新たな人材の確保及び農業生産性向上に関する目標を含めること。

- 目標が達成できない場合は原則、加算分の交付金返還となる（免責事項あり）
- 目標達成の期限は交付期間中に設定（遅くとも令和11年度まで）
- 認定棚田地域振興活動計画における目標と整合を図る。ただし、数値目標は、対象範囲や目標年度が集落協定と異なる場合もあるため必ずしも一致しなくて良い。

集落協定書（イメージ）

棚田地域振興活動加算

項目	目標
ア 棚田等の保全	令和〇年までに〇〇棚田で自動草刈り機や防除用ドローンを〇台導入し、共同で行う草刈り・防除の面積を〇%増加する。
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	令和〇年までに隣接地域とも連携して〇〇棚田で、〇〇踊り、〇〇太鼓などの披露の場を設け、伝統文化の継承を図る。
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	令和〇年までに〇〇棚田地域における棚田オーナー等の関係人口を〇人から〇人に増加させる。

※1 指定棚田地域振興活動計画は主務大臣の認定後、認定棚田地域振興活動計画となる。

〇6期対策の加算措置は、地域の目指す目標の実現の支援措置であることを踏まえ、中山間地域等直接支払交付金の加算の目標を確認する際には、以下のチェック項目を確認するようにしてください。

No	チェック項目	判断のポイント
1	・加算措置の目的に合致したものとなっているか	・ <u>その加算の内容に合致した目標となっているかどうかの確認。</u> (例えばスマート農業加算の目標設定において、人材確保のような他の加算に該当する目標となっていないか。)
2	・定量的な目標となっているか (超急傾斜加算を除く)	・ <u>定量的(数値を用いた目標)となっているかどうかの確認。</u> (例えば、「農産物のブランド化を推進する」だけでは数値的な目標ではない。ただし、〇〇法人を設立する、農家レストランを立ち上げる、など、0→1となるような目標は定量的と見なすことが可能。)
3	・他の加算と目標が重複していないか	・ <u>加算ごとに異なる目標を設定しているか確認。</u> (例えばネットワーク化加算とスマート農業加算には両方とも協定農用地のスマート農業機械の利用面積の増加を目標とすることができるが、内容が重複していないか。)
4	・達成水準が、地域の状況からみて妥当なものとなっているか	・ <u>達成水準が協定の規模や地域の実情に見合ったものになっているか確認。</u> (例えば300haの集落協定において、担い手への集積を5年間で1ha増やす、といった地域農業の規模に見合っていない目標となっていないか。)
5	・期間は妥当なものとなっているか	・ <u>目標に対して、期間が長すぎないか、または短すぎないか確認。</u> (例えば容易に目標が達成でき、経費もあまりかからない取り組みにも係わらず5年間の取組期間としていないか。逆にゼロから農家レストランを立ち上げるといった目標に対して、加算の取組期間が1年間、といったように実現することが難しい取組期間となっていないか。)
6	・加算措置で受けとる交付額に見合うものとなっているか	・ <u>加算額に見合った目標であるか確認。</u> (例えば200万円/年の加算額に対し、30万円のドローンを1機購入し、地域内の水稻栽培面積の80%で共同防除を行う、といったような加算額に対して明らかに目標達成に掛かる経費が小さい目標となっていないか。ただし、このような場合でもオペレーター育成費や燃料費など、地域で必要な取り組みを追加したり、目標を複数設定することで、交付額に見合った取り組みにすることは可能)
7	・第3者から見て成果が分かりやすいものとなっているか	・ <u>目標は成果がわかりやすいことに加え、アウトプット(単純な行為。例えば何かを購入する、打ち合わせや会議を行う、など。)的なものよりも、アウトカム(行為による成果。売上げが〇%増加、人口が〇%増加など)的なものが望ましい。</u> (例えば、パソコンの〇〇ソフトを〇個購入する、打ち合わせの回数を〇回増加、会議を〇回増加、など、アウトプットのだけでは成果が見えにくいものになっていないか。ただし、農業のインターンを〇名増加する、都市部での地元生産品の商談会を〇回開催する、など、アウトプットの目標でも、地域に対する成果が分かりやすいものについては認めることが可能。)

※「例えば～」の部分については例示であり、内容によっては地域の実情に見合ったものとなる可能性もあることに留意

「指定棚田地域振興計画の目標」と「中山間地域等直接支払の目標設定（棚田加算）」

【 本 山 町 】

		第5期対策		第6期対策	
市町村	協定名	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定
本 山 町	吉延集落協定	（１）棚田等の保全 ①耕作放棄の防止 ・令和6年度まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。 ②担い手の確保 ・令和6年度までに棚田の保全となる新規就農者や認定農業者を確保する。（新規就農者3名・認定農業者3名） ③生産性・付加価値の向上 ・令和6年度までにドローンで1台導入し共同防除を行う。 ・令和6年度までに水田センサーを導入し、労力軽減及び生産性の向上を図る。	〔ア 棚田等の保全〕 【生産性向上】オペレーターを養成し、ドローンによる共同防除を行う。協定構成員から4名のドローンのオペレーター確保を目標とする（現状0名）。	（１）棚田等の保全 ①耕作放棄の防止 ・令和11年度まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。 ②担い手の確保 ・令和11年度までに棚田の保全となる新規就農者や認定農業者を確保する。（新規就農者3名・認定農業者3名） ③生産性・付加価値の向上 ・令和11年度までにドローンでの共同防除及び共同施肥を行う。 ・令和11年度までに水田センサーを導入し、労力軽減及び生産性の向上を図る。	ア．棚田等の保全 ・ドローンによる共同防除を維持・拡大する。 ・水位センサーの設置、水門のリモート操作による管理により水路管理の安全の確保と省力化を図る。（水位センサー及び水門 0基から5基）
		（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ①農産物の供給の促進 ・令和6年度までに本町のブランド米「土佐天空の郷」の生産面積を27haから40haへ拡大する。 ②自然環境の保全・活用 ・鳥獣被害対策を実施し、令和6年度までに鳥獣による農作物の被害面積と被害額を2.2h/250万円から1.5ha/180万円に減少させる。 ③集落機能の強化 ・令和6年度までにコミュニティサロンを開設する。	〔イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮〕 【集落機能強化】棚田散策・棚田見学の休憩所や地域住民の憩いの場を提供するためコミュニティサロンを開設する。	（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ①農産物の供給の促進 ・令和11年度までに本山町のブランド米「土佐天空の郷」の生産面積を維持する。 ②自然環境の保全・活用 ・鳥獣被害対策を実施し、令和11年度までに鳥獣による農作物の被害面積と被害額を18.5h/366万円から15ha/300万円に減少させる。 ③集落機能の強化 ・コミュニティサロンを軸とした地域の交流活動を維持する。	イ．棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ・水田センサーを導入することにより、水田管理の省力化を図る。（水田センサー：0機から30機） ・鳥獣による被害の防止のため、狩猟免許の取得を推進し、狩猟者を増やす。狩猟者 0人から5人
		（３）棚田を核とした棚田地域の振興 ①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興 ・棚田オーナー制度を取り入れ、年間5組の棚田オーナーを受け入れる。 ②棚田を観光資源とした地域振興 ・棚田アートや棚田散策により観光客の誘致を図るとともに、直売所を開設し、令和6年度までに年間30万円の売り上げを達成する。	〔ウ 棚田を核とした棚田地域の振興〕 【棚田の価値を活かした活動】棚田アートや棚田散策を主とした消費者や都市住民との交流の場を提供し、棚田スポットに無人良心市、また季節により日曜祝日限定で常設市を開設する。年間売り上げ目標を、30万円とする。	（３）棚田を核とした棚田地域の振興 ①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興 ・棚田オーナー制度を取り入れ、年間1組の棚田オーナーを受け入れる。 ②棚田を観光資源とした地域振興 ・棚田アートや棚田散策により観光客の誘致を図るとともに、直売所を開設し、令和11年度までに年間20万円の売り上げを達成する。	ウ．棚田を核とした棚田地域の振興 ・吉延地域における棚田オーナーを年間1組増加させる。 ・棚田アートや棚田散策を主とした消費者や都市住民との交流の場を提供する。 ・イベント開催を年間2回から5回

「指定棚田地域振興計画の目標」と「中山間地域等直接支払の目標設定（棚田加算）」

【 田野町 】

		第5期対策		第6期対策	
市町村	協定名	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定
田野町	東大野集落協定	（１）棚田等の保全 ①耕作放棄の防止・削減 ・令和7年度まで新たな耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。 ・棚田の法面の点検を毎年3回以上行う。【2回】 ②担い手の確保 ・東大野集落営農組織との連携により、棚田地域の保全（農地・道路・水路の管理）に取り組む人数を30人以上確保する。【20人】 ③生産性・付加価値の向上 ・東大野集落営農組織との連携により、WCSの作付けを推進し、生産性の向上を図るとともに、共同利用面積を1ヘクタール以上増加させる。【1.7ヘクタール】	【集落機能強化】 ①棚田法面の点検を毎年3回以上実施。 ②東大野集落営農組織・大野土地改良区との連携により、棚田地域の保全（農地・耕作道・水路の管理）に取り組む人数を30人以上確保する。 【生産性向上】 ①東大野集落営農組織との連携により、WCS用稲の作付けを推進し、生産性の向上を図るとともに、共同利用面積を1ha以上増加させる。	（１）棚田等の保全 ①耕作放棄の防止・削減 ・令和11年度まで新たな耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。 ・棚田の法面の点検を毎年3回以上行う。【2回】 ②担い手の確保 ・東大野集落営農組織との連携により、棚田地域の保全（農地・道路・水路の管理）に取り組む人数を30人以上確保する。【20人】 ③生産性・付加価値の向上 ・東大野集落営農組織との連携により、WCSの作付けを推進し、生産性の向上を図るとともに、共同利用面積を1ヘクタール以上増加させる。【6ヘクタール】	ア．棚田等の保全 ①耕作放棄の防止・削減 ・令和11年度まで、新たな耕作放棄地を発生させず、現状の維持。 ②担い手の確保 ・集落営農組織との連携により、棚田地域の保全に取り組む人数を30人以上確保。 ③生産性・付加価値の向上 ・営農組織との連携により、WCSの作付けを推進し、共同利用面積を1ha以上増加させる。
		（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ①自然環境の保全・活用 ・令和7年度まで町内の幼稚園や小学校の児童たちが農作業体験できるイベントを年1回以上実施し、20名以上の参加を目指す。【0】 ②伝統文化の継承 ・町登録無形文化財に指定されている「大野盆踊り」など、地域文化の継承を図る。 ・地元で収穫できる食材を使用した地域住民の間で伝わる郷土料理を次世代に継承を図る。 ③良好な景観の形成 ・中山間地域等直接支払制度を活用し営農の推進と耕作放棄地の発生を防止、良好な棚田の景観の保全に努める。	【棚田の価値を活かした活動】 ①令和6年度まで町内の幼稚園や小学校の児童達が農作業体験できるイベントを年1回以上実施し、20人以上の参加を目指す。 ②町登録無形文化財に指定されている「大野盆踊り」など、地域文化の継承を図る。 ③地元で収穫できる食材を使用した地域住民の間で伝わる郷土料理を次世代に継承を図る	（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ①自然環境の保全・活用 ・令和11年度まで町内の幼稚園や小学校の児童たちが農作業体験できるイベントを年1回以上実施し、30名以上の参加を目指す。【20】 ②伝統文化の継承 ・町登録無形文化財に指定されている「大野盆踊り」など、地域文化の継承を図る。	イ．棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ①自然環境の保全・活用 ・令和11年度まで町内の幼稚園や小学校の児童たちが農作業体験ができるイベントを年1回以上実施し、30名以上の参加を目指す。 ②伝統文化の継承 ・町登録無形文化財に指定されている「大野盆踊り」など、地域文化の継承を図る。
		（３）棚田を核とした棚田地域の振興 ①棚田を観光資源とした地域振興 ・農村交流イベントを年1回以上開催し、30人の来訪者を誘客する。【0】	【棚田の価値を活かした活動】 ①農村交流イベントを年1回以上開催し、30人以上の来訪者を誘客する。	（３）棚田を核とした棚田地域の振興 ①棚田を観光資源とした地域振興 ・農村交流イベントを年1回以上開催し、30人の来訪者を誘客する。【20】	ウ．棚田を核とした棚田地域の振興 ①棚田を観光資源とした地域振興 ・農村交流イベントを年1回以上開催し、30人以上の来訪者を誘客する。

		第5期対策		第6期対策	
市町村	協定名	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定
土佐町	高須集落協定	（１）棚田等の保全 ○棚田法面の補修 ・法面、耕作農地の定期的な巡回活動を年2回【1回】以上行う。 ・用水路や法面の維持、補修等を行い、洪水被害防止や土砂災害を未然に防ぐことで棚田の多面にわたる機能の発揮に取り組む。（農道等補修延長3キロメートル【0】以上） ○耕作放棄の防止・削減 ・計画期間中の指定棚田地域における耕作農地面積の減少を10%以内【5.7%】に抑える。 ・棚田の保全に取り組む人数を10人以上増加【415人】させる。 ○生産性・付加価値の向上 ・令和6年度までに防除用ドローンなどICT技術を活用した機器を1台以上導入し、省力化によるスマート農業の取り組み面積を10ヘクタール以上増加させる。【ドローン1台】 ・機械共同利用化等に取り組み、共同利用面積を10ヘクタール以上増加させる。【0】	・第5期期間中の協定面積の維持に努める。（7③） ・法面点検について年間複数回行い、軽微な修繕や除草作業を行う。（7②）	（１）棚田等の保全 ○棚田法面の補修 ・法面、耕作農地の定期的な巡回活動を年2回以上行う。 ・用水路や法面の維持、補修等を行い、洪水被害防止や土砂災害を未然に防ぐことで棚田の多面にわたる機能の発揮に取り組む。（農道等補修延長5キロメートル以上） ○耕作放棄の防止・削減 ・計画期間中の指定棚田地域における耕作農地面積の減少を10%以内に抑える。 ・棚田の保全に取り組む人数を20人以上増加させる。 ○生産性・付加価値の向上 ・令和11年度までに防除用ドローンなどICT技術を活用した機器を1台以上導入し、省力化によるスマート農業の取り組み面積を10ヘクタール以上増加させる。 ・機械共同利用化等に取り組み、共同利用面積を10ヘクタール以上増加させる。	ア．棚田等の保全 ・第6期期間中の協定面積の維持に努める。
		（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ○農産物の供給の促進 ・棚田での農作物のブランド化に取り組み、販売促進を図る。 ・道の駅、直販所などに地域産品を出荷し販売額を50万円以上増加させる。【0】 ・町内の日本酒製造事業者と連携し酒米の生産促進を図る。当該製造事業者は、これら棚田の酒米を積極的に仕入れるとともに、国内及び海外向けに販売促進を図る。 ○自然環境の保全・活用 ・有害鳥獣の駆除や被害防止を促進し、イノシシ、サル、シカ等の鳥獣被害の減少を図り、電気柵等による農地防除面積30ヘクタールの増加に取り組む。【0】 ○伝統文化の継承 ・地域伝統行事（田休みなど）に地域外の参加者を募り、交流人口の拡大を図る。	・地域で生産されるお米をはでかけ米としてブランド化し、道の駅等を通じて販売する。 ・最終年度までに年間100袋の出荷を目指す。（イ③）	（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ○農産物の供給の促進 ・棚田での農作物のブランド化に取り組み、販売促進を図る。 ・道の駅、直販所などに地域産品を出荷し販売額を50万円以上増加させる。 ・町内の日本酒製造事業者と連携し酒米の生産促進を図る。当該製造事業者は、これら棚田の酒米を積極的に仕入れるとともに、国内及び海外向けに販売促進を図る。 ○自然環境の保全・活用 ・有害鳥獣の駆除や被害防止を促進し、イノシシ、サル、シカ等の鳥獣被害の減少を図り、電気柵等による農地防除面積30ヘクタールの増加に取り組む。 ○伝統文化の継承 ・地域伝統行事（田休みなど）に地域外の参加者を募り、交流人口の拡大を図る。	イ．棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ・棚田保全や地域イベント開催にあたり、地域内外から運営に携わる人員を募り、新規に5人以上の増加を図る。 ・協定が地域で生産される米を地域棚田米としてブランド化に取り組む。また、その米を地域イベント等を通じて販売し、6期終了までに30万円以上売り上げることを目標とする。
		（３）棚田を核とした棚田地域の振興 ○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興 ・棚田を通じた地域イベントを実施し、交流人口を年間50人以上増やす。【50人】 ○棚田を観光資源とした地域振興 ・農業体験やウォーキングイベントなどを年間1回以上実施し、4年間で参加者数100人以上を目指す。【1回、50人】 ・観光ツアー等の受け入れを行うとともに、そうしたツアーで地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。 ○棚田を通じたSDGsの推進 ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。	・都市住民との交流事業を積極的にを行い、最終年度までに50人以上の参加者を達成させる。（ウ①）	（３）棚田を核とした棚田地域の振興 ○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興 ・棚田を通じた地域イベントを実施し、交流人口を年間50人以上増やす。 ○棚田を観光資源とした地域振興 ・農業体験やウォーキングイベントなどを年間1回以上実施し、5年間で参加者数150人以上を目指す。 ・観光ツアー等の受け入れを行うとともに、そうしたツアーで地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。 ○棚田を通じたSDGsの推進 ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。	ウ．棚田を核とした棚田地域の振興 ・協定期間内で棚田観光ツアー・体験を40件実施する。

		第5期対策		第6期対策	
市町村	協定名	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定
土佐町	名高山集落 協定	（１）棚田等の保全 ○棚田法面の補修 ・法面、耕作農地の定期的な巡回活動を年2回【1回】以上行う。 ・水路や法面の維持、補修等を行い、洪水被害防止や土砂災害を未然に防ぐことで棚田の多面にわたる機能の発揮に取り組む。（農道等補修延長3キロメートル【0】以上） ○耕作放棄の防止・削減 ・計画期間中の指定棚田地域における耕作農地面積の減少を10%以内【5.7%】に抑える。 ・棚田の保全に取り組む人数を10人以上増加【415人】させる。 ○生産性・付加価値の向上 ・令和6年度までに防除用ドローンなどICT技術を活用した機器を1台以上導入し、省力化によるスマート農業の取組み面積を10ヘクタール以上増加させる。【ドローン1台】 ・機械共同利用化等に取り組み、共同利用面積を10ヘクタール以上増加させる。【0】	第5期期間中の協定面積の維持に努める。（ア③） 棚田保全や地域イベント開催にあたり、地域内外から運営に携わる人員を募り、新規に5人以上の増加を図る（ア②）	（１）棚田等の保全 ○棚田法面の補修 ・法面、耕作農地の定期的な巡回活動を年2回以上行う。 ・水路や法面の維持、補修等を行い、洪水被害防止や土砂災害を未然に防ぐことで棚田の多面にわたる機能の発揮に取り組む。（農道等補修延長5キロメートル以上） ○耕作放棄の防止・削減 ・計画期間中の指定棚田地域における耕作農地面積の減少を10%以内に抑える。 ・棚田の保全に取り組む人数を20人以上増加させる。 ○生産性・付加価値の向上 ・令和11年度までに防除用ドローンなどICT技術を活用した機器を1台以上導入し、省力化によるスマート農業の取組み面積を10ヘクタール以上増加させる。 ・機械共同利用化等に取り組み、共同利用面積を10ヘクタール以上増加させる。	ア．棚田等の保全 ・第6期期間中の協定面積の維持に努める。 ・法面点検について年間複数回行い、軽微な修繕や除草作業を行う。
		（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ○農産物の供給の促進 ・棚田での農作物のブランド化に取り組み、販売促進を図る。 ・道の駅、直販所などに地域産品を出荷し販売額を50万円以上増加させる。【0】 ・町内の日本酒製造事業者と連携し酒米の生産促進を図る。当該製造事業者は、これら棚田の酒米を積極的に仕入れるとともに、国内及び海外向けに販売促進を図る。 ○自然環境の保全・活用 ・有害鳥獣の駆除や被害防止を促進し、イノシシ、サル、シカ等の鳥獣被害の減少を図り、電気柵等による農地防除面積30ヘクタールの増加に取り組む。【0】 ○伝統文化の継承 ・地域伝統行事（田休みなど）に地域外の参加者を募り、交流人口の拡大を図る。	・地域で生産されるお米を地域棚田米としてブランド化を協定として取り組み、売り上げを5期終了までに20万円以上増加させる。（イ③）	（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ○農産物の供給の促進 ・棚田での農作物のブランド化に取り組み、販売促進を図る。 ・道の駅、直販所などに地域産品を出荷し販売額を50万円以上増加させる。 ・町内の日本酒製造事業者と連携し酒米の生産促進を図る。当該製造事業者は、これら棚田の酒米を積極的に仕入れるとともに、国内及び海外向けに販売促進を図る。 ○自然環境の保全・活用 ・有害鳥獣の駆除や被害防止を促進し、イノシシ、サル、シカ等の鳥獣被害の減少を図り、電気柵等による農地防除面積30ヘクタールの増加に取り組む。 ○伝統文化の継承 ・地域伝統行事（田休みなど）に地域外の参加者を募り、交流人口の拡大を図る。	イ．棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ・地域で生産されるお米をはでかけ米としてブランド化し、道の駅等を通じて販売する。最終年度までに年間120袋の出荷を目指す。
		（３）棚田を核とした棚田地域の振興 ○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興 ・棚田を通じた地域イベントを実施し、交流人口を年間50人以上増やす。【50人】 ○棚田を観光資源とした地域振興 ・農業体験やウォーキングイベントなどを年間1回以上実施し、4年間で参加者数100人以上を目指す。【1回、50人】 ・観光ツアー等の受け入れを行うとともに、そうしたツアーで地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。 ○棚田を通じたSDGsの推進 ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。	・協定期間内で棚田観光ツアーを32件以上実施する。（ウ①）	（３）棚田を核とした棚田地域の振興 ○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興 ・棚田を通じた地域イベントを実施し、交流人口を年間50人以上増やす。 ○棚田を観光資源とした地域振興 ・農業体験やウォーキングイベントなどを年間1回以上実施し、5年間で参加者数150人以上を目指す。 ・観光ツアー等の受け入れを行うとともに、そうしたツアーで地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。 ○棚田を通じたSDGsの推進 ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。	ウ．棚田を核とした棚田地域の振興 ・都市住民との交流事業を積極的に行い、最終年度までに75人以上の参加者を達成させる。

		第5期対策		第6期対策	
市町村	協定名	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定
土佐町	松ヶ丘集落 協定	（１）棚田等の保全 ○棚田法面の補修 ・法面、耕作農地の定期的な巡回活動を年２回【１回】以上行う。 ・用水路や法面の維持、補修等を行い、洪水被害防止や土砂災害を未然に防ぐことで棚田の多面にわたる機能の発揮に取り組む。（農道等補修延長３キロメートル【０】以上） ○耕作放棄の防止・削減 ・計画期間中の指定棚田地域における耕作農地面積の減少を10％以内【5.7％】に抑える。 ・棚田の保全に取り組む人数を10人以上増加【415人】させる。 ○生産性・付加価値の向上 ・令和６年度までに防除用ドローンなどICT技術を活用した機器を１台以上導入し、省力化によるスマート農業の取り組み面積を10ヘクタール以上増加させる。【ドローン１台】 ・機械共同利用化等に取り組む、共同利用面積を10ヘクタール以上増加させる。【０】	・第５期期間中の協定面積の維持に努める。（イ③） ・棚田法面維持の定期的な巡回活動に年２回以上取り組む。（イ②） ・農業用ドローンを導入し、農薬散布の省力化を図る。防除面積１ヘクタール以上実施する。（イ③）		
		（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ○農産物の供給の促進 ・棚田での農作物のブランド化に取り組み、販売促進を図る。 ・道の駅、直販所などに地域産品を出荷し販売額を50万円以上増加させる。【０】 ・町内の日本酒製造事業者と連携し酒米の生産促進を図る。当該製造事業者は、これら棚田の酒米を積極的に仕入れるとともに、国内及び海外向けに販売促進を図る。 ○自然環境の保全・活用 ・有害鳥獣の駆除や被害防止を促進し、イノシシ、サル、シカ等の鳥獣被害の減少を図り、電気柵等による農地防除面積30ヘクタールの増加に取り組む。【０】 ○伝統文化の継承 ・地域伝統行事（田休みなど）に地域外の参加者を募り、交流人口の拡大を図る。	・地酒の酒造好適米の作付けを増やし、令和６年までで年間出荷２トン以上を目指す。（イ③）		
		（３）棚田を核とした棚田地域の振興 ○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興 ・棚田を通じた地域イベントを実施し、交流人口を年間50人以上増やす。【50人】 ○棚田を観光資源とした地域振興 ・農業体験やウォーキングイベントなどを年間１回以上実施し、４年間で参加者数100人以上を目指す。【１回、50人】 ・観光ツアー等の受け入れを行うとともに、そうしたツアーで地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。 ○棚田を通じたSDGsの推進 ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。	・交流イベントを１回以上実施し、25名以上の参加者を募る。（ウ①）		

		第5期対策		第6期対策	
市町村	協定名	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定	指定棚田地域振興計画の目標 ※下記【 】内は現在値	中山間地域等直接支払の目標設定
土佐町	伊勢川集落 協定	（１）棚田等の保全 ○棚田法面の補修 ・法面、耕作農地の定期的な巡回活動を年2回【1回】以上行う。 ・用水路や法面の維持、補修等を行い、洪水被害防止や土砂災害を未然に防ぐことで棚田の多面にわたる機能の発揮に取り組む。（農道等補修延長3キロメートル【0】以上） ○耕作放棄の防止・削減 ・計画期間中の指定棚田地域における耕作農地面積の減少を10%以内【5.7%】に抑える。 ・棚田の保全に取り組む人数を10人以上増加【415人】させる。 ○生産性・付加価値の向上 ・令和6年度までに防除用ドローンなどICT技術を活用した機器を1台以上導入し、省力化によるスマート農業の取り組み面積を10ヘクタール以上増加させる。【ドローン1台】 ・機械共同利用化等に取り組む、共同利用面積を10ヘクタール以上増加させる。【0】	・第5期期間中の協定面積の維持に努める。（イ③） ・法面点検について年間複数回行い、軽微な修繕や除草作業を行う。（イ②） ・ドローンを活用し、防除作業の省力化を図り、防除面積1ヘクタール以上に取り組む。（イ③）		
		（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ○農産物の供給の促進 ・棚田での農作物のブランド化に取り組み、販売促進を図る。 ・道の駅、直販所などに地域産品を出荷し販売額を50万円以上増加させる。【0】 ・町内の日本酒製造事業者と連携し酒米の生産促進を図る。当該製造事業者は、これら棚田の酒米を積極的に仕入れるとともに、国内及び海外向けに販売促進を図る。 ○自然環境の保全・活用 ・有害鳥獣の駆除や被害防止を促進し、イノシシ、サル、シカ等の鳥獣被害の減少を図り、電気柵等による農地防除面積30ヘクタールの増加に取り組む。【0】 ○伝統文化の継承 ・地域伝統行事（田休みなど）に地域外の参加者を募り、交流人口の拡大を図る。	・既存柵点検、保守、補修を継続し、別途被害箇所に対し新規に電気柵を設置し1ヘクタール以上の防除に取り組む。（イ③）		
		（３）棚田を核とした棚田地域の振興 ○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興 ・棚田を通じた地域イベントを実施し、交流人口を年間50人以上増やす。【50人】 ○棚田を観光資源とした地域振興 ・農業体験やウォーキングイベントなどを年間1回以上実施し、4年間で参加者数100人以上を目指す。【1回、50人】 ・観光ツアー等の受け入れを行うとともに、そうしたツアーで地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。 ○棚田を通じたSDGsの推進 ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。	・設立された集落活動センターと連携し、地域イベントを1回以上実施し、25人以上の参加者を目指す。（ウ①）		

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：本山町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

(1) 旧本山町地域

大石の棚田、吉延の棚田、高角の棚田、古田・木能津の棚田、上関・下関の棚田
北山の棚田

(2) 旧吉野村地域

汗見川の棚田

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

①耕作放棄の防止

・令和 11 年度まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。

②担い手の確保

・令和 11 年度までに棚田の保全の担い手となる新規就農者や認定農業者を確保する。(新規就農者 3 名・認定農業者 3 名)

③生産性・付加価値の向上

・令和 11 年度までにドローンでの共同防除及び共同施肥を行う。
・令和 11 年度までに水田センサーを導入し、労力軽減及び生産性の向上を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

・令和 11 年度までに本町のブランド米「土佐天空の郷」の生産面積を維持する。

②自然環境の保全・活用

・鳥獣被害対策を実施し、令和 11 年度までに鳥獣による農作物の被害面積と被害額を 18.5ha/366 万円から ha/万円に減少させる。

③集落機能の強化

・コミュニティサロンを軸とした地域の交流活動を維持する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

・棚田オーナー制度を取り入れ、年間 1 組の棚田オーナーを受け入れる。

②棚田を観光資源とした地域振興

・棚田アートや棚田散策により観光客の誘致を図るとともに、直売所を開設し、令和 11 年度までに年間 20 万円の売り上げを達成する。

3 計画期間

認定の月から～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

I 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動計画について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

(1) 棚田等の保全

①耕作放棄の防止

- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用しながら、棚田の耕作放棄発生を防止する。

②担い手の確保

- ・関係機関や移住施策等と連携を図り、地域内外から担い手確保に取り組む。

③生産性・付加価値の向上

- ・ドローンや水田センサー等の活用によるスマート農業の取組みを推進する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

- ・本町のブランド米「土佐天空の郷」の加工品販売やネット販売の強化、店頭精米等の販売促進により生産面積の拡大につなげる。

②自然環境の保全・活用

- ・鳥獣の侵入防止柵の設置や有害捕獲の実施など鳥獣被害防止対策を実施する。
- ・狩猟免許取得の補助事業を活用し、新たな有害捕獲従事者の確保に取り組む。

③集落機能の強化

- ・コミュニティサロンの開設を継続し、地域住民のコミュニティ活動を促進する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・棚田オーナー制度による体験交流など交流人口の拡大を図る。

②棚田を観光資源とした地域振興

- ・棚田アートや棚田散策ツアー等を実施し、観光客を誘致する。
- ・観光イベント等と連携し、棚田の農産物を販売する。

II 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記 I に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の本山町棚田地域振興協議会の参加者である。

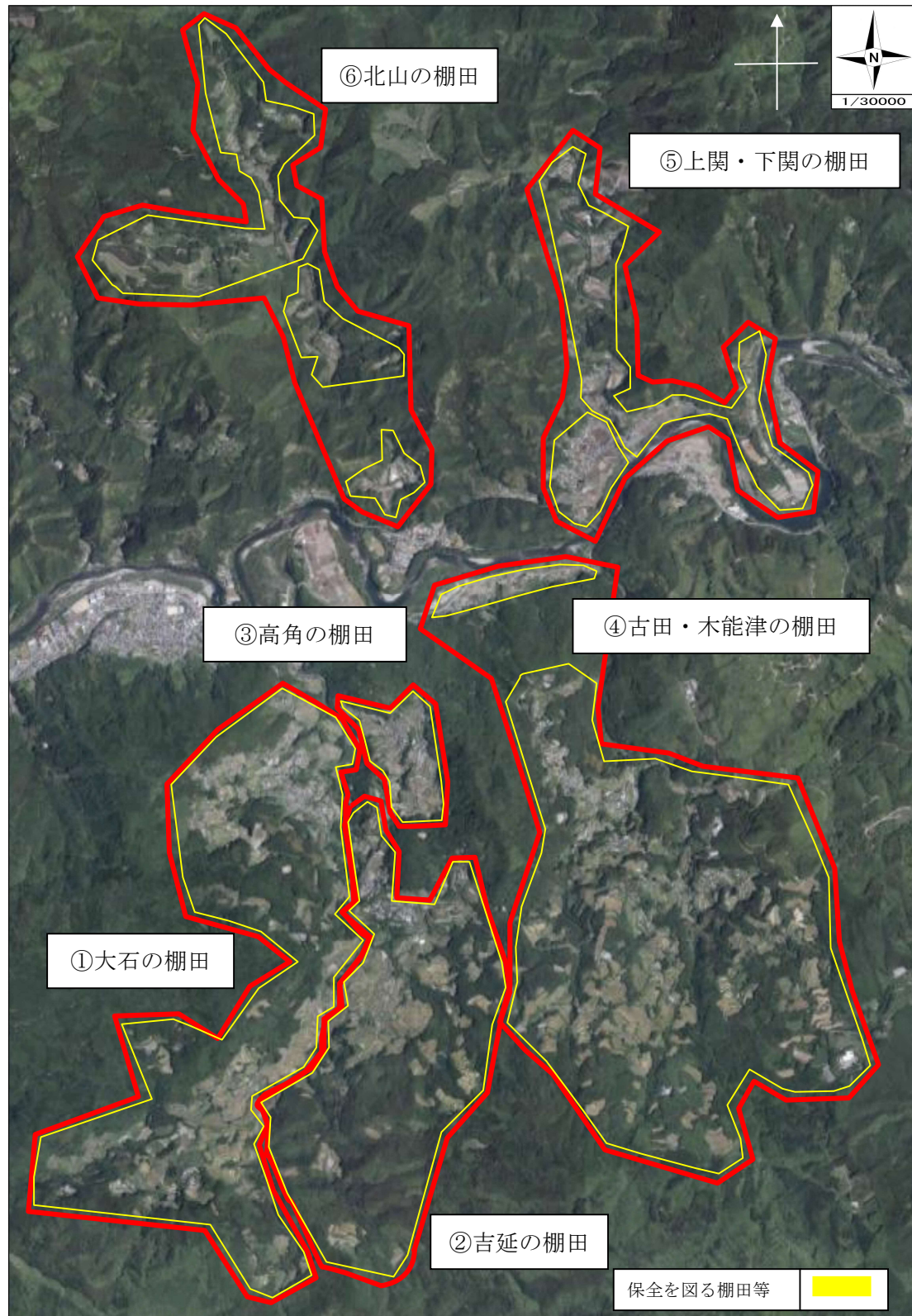
5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

本山町棚田地域振興協議会は本山町、本山町農業委員会、（一財）本山町農業公社、高知県農業協同組合、高知県中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所、農業者で構成。

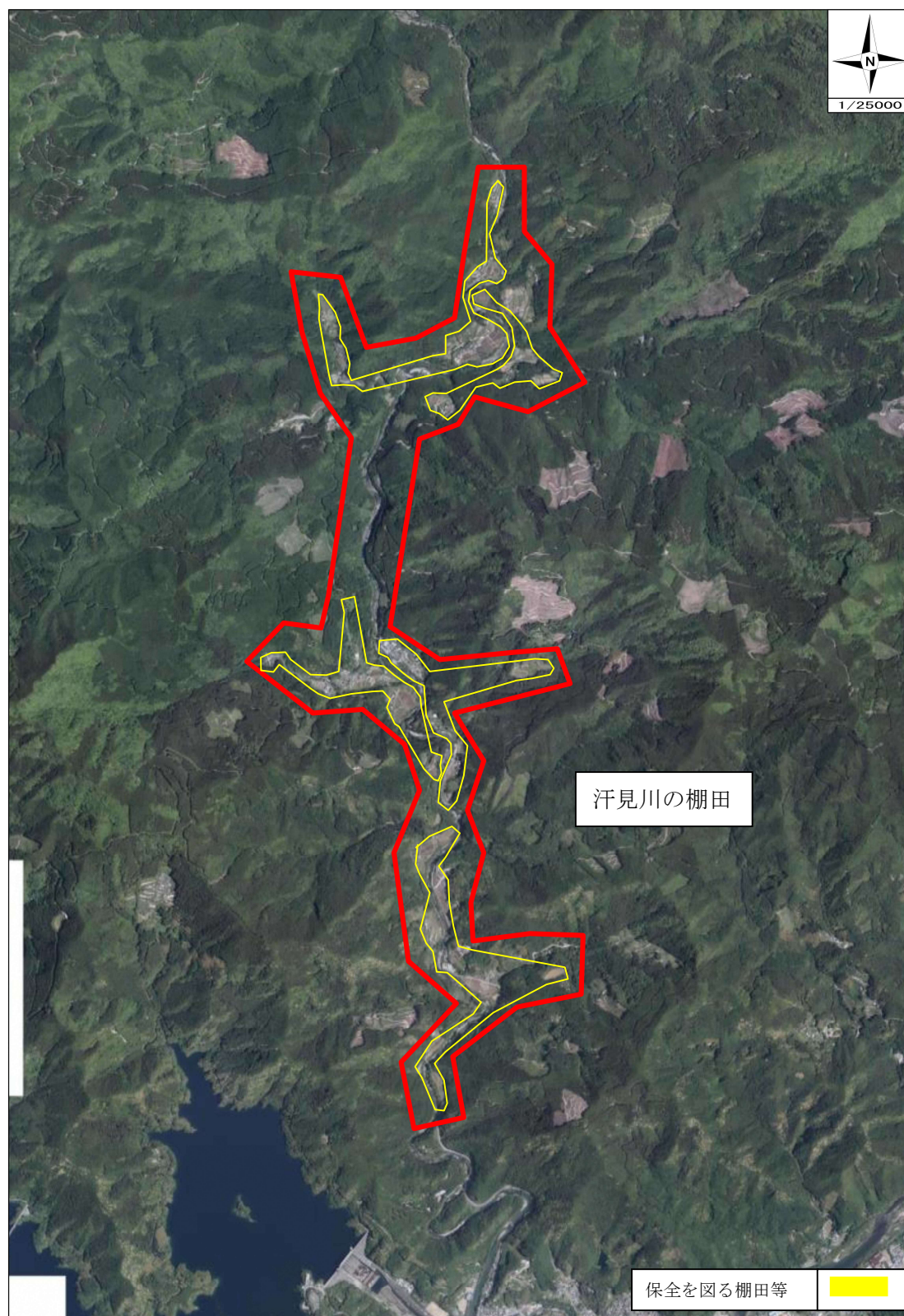
6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

(別添1) 縮尺、方位及び指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等の範囲を表示した付近見取図【施行規則第3条第1項】

(1) 旧本山町地域



(2) 旧吉野村地域



(別添2) 指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文書【施行規則第3条第2項】

① 棚田等の保全

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
耕作放棄の防止	○中山間地域等直接支払制度を活用した耕作放棄地の発生防止 ○多面的機能支払制度を活用した広域的な取り組み				
担い手の確保	○関係機関、移住施策と連携し、地域内外から担い手の確保				
生産性・付加価値の向上	○スマート農業の推進による品質向上及び省力化の取り組み ○ドローンによる農薬・肥料散布の導入				

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
農産物の供給の促進	○「土佐天空の郷」のネット販売等の販売促進				
自然環境の保全・活用	○侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲 ○有害捕獲従事者の確保				
集落機能の強化	○コミュニティサロンの開設・運営				

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興	○棚田オーナー制度の実施				
棚田を観光資源とした地域振興	○棚田アートや棚田散策等の実施 ○直売所等による棚田の農産物販売				

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
○	① 棚田地域振興活動加算	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	吉延地域では、代々受け継がれてきた、美しい棚田の景観保全や国土保全、棚田が持つ多面的な機能を維持するため、農業者や営農組織が中心となり懸命に棚田を含めた農地を守ってきた。しかし、過疎化・高齢化に加え、鳥獣被害や生産資材・農業用機械の高騰により、離農者や規模縮小者が増えており、農地を維持する担い手農家に大きな負担がかかっている。 棚田を核として、定住・交流・関係人口拡大の方策を探索するため、各種イベントの開催を通じて、リピーターを増やし、吉延地域のファンづくりを推進する。 現況を踏まえ、農業収入の確保のため、米の生産を主軸として、農産物のブランド化・契約栽培の拡大に努める。 また、生産コストの低減のため、更なる機械の共同化・農作業の受委託やスマート農業を推進し、農業所得の向上を図ることにより、農業経営の安定と集落の維持・活性化に努める。 認定棚田地域振興活動計画が策定された地域内の急傾斜農地 対象農用地面積：308,286㎡ (田308,286㎡)	[ア 棚田等の保全] ・ドローンによる共同防除を維持・拡大する。 ・水位センサーの設置、水門のリモート操作による管理により水路管理の安全の確保と省力化を図る。(水位センサー及び水門 0基から5基) [イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮] ・水田センサーを導入することにより、水田管理の省力化を図る。(水田センサー：0機から30機) ・鳥獣による被害の防止のため、狩猟免許の取得を推進し、狩猟者を増やす。狩猟者 0人から5人 [ウ 棚田を核とした棚田地域の振興] ・吉延地域における棚田オーナーを年間1組増加させる。 【棚田の価値を活かした活動】 ・棚田アートや棚田散策を主とした消費者や都市住民との交流の場を提供する。 - イベント開催を年間2回から5回

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：田野町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

(1) 東大野の棚田

2 指定棚田地域振興活動の目標 ※下記【 】内は現在値

(1) 棚田等の保全

①耕作放棄の防止・削減

- ・令和 11 年度まで新たな耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。
- ・棚田の法面の点検を毎年 3 回以上行う。【2 回】

②担い手の確保

- ・東大野集落営農組織との連携により、棚田地域の保全（農地・道路・水路の管理）に取り組む人数を 30 人以上確保する。【20 人】

③生産性・付加価値の向上

東大野集落営農組織との連携により、W C S の作付けを推進し、生産性の向上を図るとともに、共同利用面積を 1 ヘクタール以上増加させる。

【6 ヘクタール】

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持、発揮

①自然環境の保全・活用

- ・令和 11 年度まで町内の幼稚園や小学校の児童たちが農作業体験できるイベントを年 1 回以上実施し、30 名以上の参加を目指す。【20】

②伝統文化の継承

- ・町登録無形文化財に指定されている「大野盆踊り」など、地域文化の継承を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田を観光資源とした地域振興

- ・農村交流イベントを年 1 回以上開催し、30 人の来訪者を誘客する。【20】

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月 3 1 日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

①棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用しながら、棚田の耕作放棄発生を防止する。

○担い手の確保

- ・東大野集落営農組織と連携し、棚田地域における保全活動等の担い手の確保、育成を図る。

○生産性・付加価値の向上

- ・東大野集落営農組織と連携し、共同利用面積の増加に取り組みながら、生産性の向上に繋がる作物の耕作を行う。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持、発揮

○自然環境の保全・活用

- ・子どもたちが農業の大切さを学ぶため、作付や収穫などを体験する事業を実施する。

○伝統文化の継承

- ・毎年夏に催される「大野盆踊り」により、伝統文化の継承を図る。

③棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・農作業等の体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図るとともに、町外住民との交流により、移住定住へ向けた取組を行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(2)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

田野町棚田地域振興協議会は、田野町、東大野営農組織、集落活動センター大野台地、大野地区長、地域住民で構成。

参加者の氏名については別紙のとおり。

(別紙) 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

(別添1) 縮尺スケール、方位及び指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る
棚田を表示した付近見取図【施行規則第3条第1項】

田野町地域の棚田 (1/7000)



- ①東大野の棚田
- ②格面の棚田
- ③北張の棚田
- ④中野の棚田
- ⑤西の岡の棚田

協議会により保全を図る棚田



(別添2) 指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文章
【施行規則第3条第2項】

①棚田の保全

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
耕作放棄の防止・削減	補助制度を活用しながら、耕作放棄地を維持				
担い手の確保	営農組織と連携し、担い手の確保・育成を図る				
生産性・付加価値の向上	生産性の向上に繋がる作物の耕作を行う				

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持、発揮

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自然環境の保全・活用	子どもたちが農業の大切さを学ぶため、作付や収穫体験を実施				
伝統文化の継承	毎年夏に催される大野盆踊りにより伝統文化の継承を図る				

③棚田を核とした棚田地域の振興

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
棚田を観光資源とした地域振興	農作業の体験イベントを通じて関係人口の創出・拡大を図り、移住定住に向けた取組の実施				

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現 状	達 成 目 標
○	① 棚田地域振興活動加算	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	認定棚田地域振興活動計画が策定された地域内の急傾斜農地： 東大野 対象農用地面積： 154, 150㎡ (田(急傾斜) 154, 150㎡)	[ア 棚田等の保全] ①耕作放棄の防止・削減 ・令和11年度まで、新たな耕作放棄地を発生させず、現状の維持。 ②担い手の確保 ・集落営農組織との連携により、棚田地域の保全に取り組む人数を30人以上確保。 ③生産性・付加価値の向上 ・営農組織との連携により、WCSの作付けを推進し、共同利用面積を1ha以上増加させる。 [イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮] ①自然環境の保全・活用 ・令和11年度まで町内の幼稚園や小学校の児童たちが農作業体験ができるイベントを年1回以上実施し、30名以上の参加を目指す。 ②伝統文化の継承 ・町登録無形文化財に指定されている「大野盆踊り」など、地域文化の継承を図る。 [ウ 棚田を核とした棚田地域の振興] ①棚田を観光資源とした地域振興 ・農村交流イベントを年1回以上開催し、30人以上の来訪者を誘客する。

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：土佐町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

(棚田等の名称及び範囲)

(1) 旧田井村地域

- ・松ヶ丘棚田 (1/8.9 (20.8ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 13.8ha)

- ・伊勢川棚田 (1/9.5 (30.6.ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 20.4ha)

(2) 旧森村地域

- ・溜井棚田 (1/7.9 (97.9ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 65.2ha)

- ・白石棚田 (1/15.7 (11.8ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 6.6ha)

- ・相川棚田 (1/24.3 (13.2ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 5.0ha)

- ・高須棚田 (1/8.7 (92.0ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 61.3ha)

- ・和田棚田 (1/4 (7.9ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 5.3ha)

- ・中尾棚田 (1/27.9 (7.3ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 1.2ha)

(3) 旧地藏寺村地域

- ・立割棚田 (1/7.2 (45.9ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 30.6ha)

- ・石原棚田 (1/10.1 (9.3ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 6.2ha)

- ・上地藏寺棚田 (1/9.7 (38.3ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 24.8ha)

- ・名高山棚田 (1/7 (14.8.ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 9.8ha)

- ・下地藏寺棚田 (1/8.7 (8.1.ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 5.4ha)

- ・東石原棚田 (1/8.4 (42.9.ha))

うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 28.6ha)

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○棚田法面の補修

- ・法面、耕作農地の定期的な巡回活動を年2回以上行う。
- ・用水路や法面の維持、補修等を行い、洪水被害防止や土砂災害を未然に防ぐことで棚田の多面にわたる機能の発揮に取り組む。（農道等補修延長5キロメートル以上）

○耕作放棄の防止・削減

- ・計画期間中の指定棚田地域における耕作農地面積の減少を10%以内に抑える。
- ・棚田の保全に取り組む人数を20人以上増加させる。

○生産性・付加価値の向上

- ・令和11年度までに防除用ドローンなどICT技術を活用した機器を1台以上導入し、省力化によるスマート農業の取り組み面積を10ヘクタール以上増加させる。
- ・機械共同利用化等に取り組み、共同利用面積を10ヘクタール以上増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・棚田での農作物のブランド化に取り組み、販売促進を図る。
- ・道の駅、直販所などに地域産品を出荷し販売額を50万円以上増加させる。
- ・町内の日本酒製造事業者と連携し酒米の生産促進を図る。当該製造事業者は、これら棚田の酒米を積極的に仕入れるとともに、国内及び海外向けに販売促進を図る。

○自然環境の保全・活用

- ・有害鳥獣の駆除や被害防止を促進し、イノシシ、サル、シカ等の鳥獣被害の減少を図り、電気牧柵等による農地防除面積30ヘクタールの増加に取り組む。

○伝統文化の継承

- ・地域伝統行事（田休みなど）に地域外の参加者を募り、交流人口の拡大を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・棚田を通じた地域イベントを実施し、交流人口を年間50人以上増やす。

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・農業体験やウォーキングイベントなどを年間1回以上実施し、5年間で参加者数150人以上を目指す。
- ・観光ツアー等の受け入れを行うとともに、そうしたツアーで地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。

○棚田を通じた SDGs の推進

- ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。

3 計画期間

認定の月から 令和 12 年 3 月 31 日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

○棚田法面の補修、耕作放棄の防止・削減

- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用しながら棚田の耕作放棄発生を防ぐ

○生産性・付加価値の向上

- ・集落営農組織での農作業共同化や、スマート農業の取り組みによる省力化を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・集落活動センターの取り組みと連携したブランド米等の開発、イベントでの特産物販売促進を図る。
- ・観光協会などと連携し、道の駅土佐さめうらでの販売やふるさと納税への返礼品へ地域特産品を活用する。

○自然環境の保全・活用

- ・狩猟者と連携した有害鳥獣捕獲活動の実施、町補助事業を活用した共同防除の実施を図る。

○伝統文化の継承

- ・地区活動の維持、外部人材の活用を推進していく。

③棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・観光イベント等と連携し、農産物の販売促進・交流人口の拡大を図る。
- ・棚田散策ツアー等を実施し、観光客の集客に取り組む。また、そうしたツアーにより地域が対価を得られる仕組みや、観光バス通行のルールづくりなど「持続可能な棚田観光」を推進する。

○棚田を通じた SDGs の推進

- ・棚田の維持及び活用を通じ、棚田のもつ多面にわたる機能を発揮しながら、水源の保全及び涵養に寄与するとともに、持続可能な棚田地域づくりを推進する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

土佐町棚田地域振興協議会は土佐町、土佐町農業委員会、特定非営利活動法人いほく活性化機構、高知県農業協同組合、高知県中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所、農業者で構成する。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

(別添1) 縮尺、方位及び指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等の
範囲を表示
した付近見取図【施行規則第3条第1項】

(別添1)

高知県

土佐町

【旧吉野村(現土佐町区域分)】

棚田地域

【旧森村】

棚田地域

【旧地藏寺村】

棚田地域

【旧田井村】

松ヶ丘

伊勢川

酒井

白石

高須

中尾

相川

立割

下地藏寺

名高山

上地藏寺

東石原

石原

和田

(別添2) 指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文書【施行規則第3条第2項】

① 棚田等の保全

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
棚田法面の補修 耕作放棄の防止・削減	○集落協定による各地区の保全活動				
生産性・付加価値の向上	○ICT技術を活用した機器導入検討・運用				

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
農産物の供給の促進	○集落活動センター、集落営農、集落協定での実施検討、開発	○特産品の販売開始（道の駅、直販所）	○特産品の販路拡大（イベントの実施）		○特産品の販路拡大（インターネットなど）
自然環境の保全・活用	○有害鳥獣捕獲活動の実施 ○電気牧柵等による農地防除				
伝統文化の継承	○地域伝統行事実施（田休みなど）				

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興	○棚田を通じた地域イベントの実施				
棚田を観光資源とした地域振興	○農業体験やウォーキングイベントの実施 ○持続可能な棚田観光の仕組み構築				
棚田を通じたSDGsの推進	SDGsの推進				

【加算措置の場合に使用】

高須集落協定

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現状	達成目標
○	①棚田地域振興活動加算	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	5期対策中は協定面積の減少はなかった。 棚田の管理やイベントの開催については基本的に 地域内の人員で行っている。 現状、個人で米の販売、出荷を行っている。 高須の棚田に訪れてもらう地域観光イベントツ アー開催件数は過去年の平均で年間10件であ った。	[ア 棚田等の保全] ・第6期期間中の協定面積の維持に努める。 [イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能 の維持・発揮] ・棚田保全や地域イベント開催にあたり、地域 内外から運営に携わる人員を募り、新規に5人 以上の増加を図る。 ・協定が地域で生産される米を地域棚田米とし てブランド化に取り組む。また、その米を地域 イベント等を通じて販売し、6期終了までに30 万円以上売り上げること目標とする。 [ウ 棚田を核とした棚田地域の振興] ・協定期間内で棚田観光ツアー・体験を40件実 施する。

【加算措置の場合に使用】

名高山集落協定

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現状	達成目標
○	①棚田地域振興活動加算	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	5期対策中は協定面積の減少はなかった。 法面点検について年間複数回行い、軽微な修繕や 除草作業を行う。 地域で生産されるお米をはでかけ米としてブラン ド化し、道の駅等を通じて販売し年間100袋の出 荷を実施した。 都市住民との交流事業を積極的に行い、50人 以上の参加者があった。	[ア 棚田等の保全] ・第6期期間中の協定面積の維持に努める。 ・法面点検について年間複数回行い、軽微な修 繕や除草作業を行う。 [イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能 の維持・発揮] ・地域で生産されるお米をはでかけ米としてブ ランド化し、道の駅等を通じて販売する。最終 年度までに年間120袋の出荷を目指す。 [ウ 棚田を核とした棚田地域の振興] ・都市住民との交流事業を積極的に行い、最終 年度までに75人以上の参加者を達成させる。